

平成 2 4 年 9 月 1 8 日 開 会

平成 2 4 年 9 月 1 9 日 閉 会

平 成 2 4 年

第 3 回 定 例 会 会 議 録

(第 1 日 目)

小 豆 島 町 議 会

平成 24 年 第 3 回 小豆島町議会定例会会議録

小豆島町告示第 64 号

平成 24 年第 3 回小豆島町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 24 年 9 月 3 日

小豆島町長 塩 田 幸 雄

記

- 期 日 平成 24 年 9 月 18 日 (火)
- 場 所 小豆島町役場 議場

開 会 平成 24 年 9 月 18 日 (火曜日) 午前 9 時 30 分

閉 会 平成 24 年 9 月 19 日 (水曜日) 午後 0 時 14 分

出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席 ○ 欠席 ×

| 議席 番号 | 氏 名 | 9 月 18 日 | 9 月 19 日 | |
|----------|-----------|----------|----------|--|
| 1 | 森 口 久 士 | ○ | ○ | |
| 2 | 谷 康 男 | ○ | ○ | |
| 3 | 大 川 新 也 | ○ | ○ | |
| 4 | 柴 田 初 子 | ○ | ○ | |
| 5 | 藤 本 傳 夫 | ○ | ○ | |
| 6 | 森 崇 | ○ | ○ | |
| 7 | 新 名 教 男 | ○ | ○ | |
| 8 | 安 井 信 之 | ○ | ○ | |
| 9 | 植 松 勝 太 郎 | ○ | ○ | |
| 10 | 渡 辺 慧 | ○ | ○ | |
| 11 | 村 上 久 美 | ○ | ○ | |
| 12 | 鍋 谷 真 由 美 | ○ | ○ | |
| 13 | 中 江 正 | ○ | ○ | |
| 14 | 中 村 勝 利 | ○ | ○ | |
| 15 | 浜 口 勇 | ○ | ○ | |
| 16 | 秋 長 正 幸 | ○ | ○ | |

地方自治法第121条の規定による出席者

| 職 名 | 氏 名 | 第1日 | 第2日 | |
|---------------------|---------|-----|-----|--|
| 町 長 | 塩 田 幸 雄 | ○ | ○ | |
| 副 町 長 | 竹 内 章 介 | ○ | ○ | |
| 教 育 長 | 後 藤 巧 | ○ | ○ | |
| 企 画 振 興 部 部 長 | 松 本 篤 | ○ | ○ | |
| 総務部部長兼総務課長兼 庶務係長 | 空 林 志 郎 | ○ | ○ | |
| 教育部部長兼学校教育課長 | 荘 野 守 | ○ | ○ | |
| 健 康 福 祉 部 部 長 | 松 尾 俊 男 | ○ | ○ | |
| 住 民 課 長 | 村 口 佐 吉 | ○ | ○ | |
| 介護サービス課長 | 岡 秀 安 | ○ | ○ | |
| 人 権 対 策 課 長 | 坂 本 勇 治 | ○ | ○ | |
| 税務課長兼町税係長 | 田 村 房 敬 | ○ | ○ | |
| 環 境 衛 生 課 長 | 樋 元 一 郎 | ○ | ○ | |
| 建 設 課 長 | 尾 田 秀 範 | ○ | ○ | |
| 健康づくり福祉課長 | 大 下 淳 | ○ | ○ | |
| 農 林 水 産 課 長 | 石 山 豊 | ○ | ○ | |
| 会 計 管 理 者 | 谷 部 達 海 | ○ | ○ | |
| 商 工 観 光 課 長 | 坂 東 民 哉 | ○ | ○ | |
| 議 会 事 務 局 長 | 三 好 規 弘 | ○ | ○ | |
| 社 会 教 育 課 長 | 松 田 知 巳 | ○ | ○ | |
| オ リ ー プ 課 長 | 城 博 史 | ○ | ○ | |
| 子 育 ち 共 育 課 長 | 大 江 正 彦 | ○ | ○ | |
| 内 海 病 院 事 務 長 | 岡 本 達 志 | ○ | ○ | |
| 高 齢 者 福 祉 課 長 | 濱 田 茂 | ○ | ○ | |
| 企 画 財 政 課 長 | 久 利 佳 秀 | ○ | ○ | |
| 水 道 課 長 | 唐 橋 幹 隆 | ○ | ○ | |

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 三 好 規 弘

議事日程

別 紙 の と お り

平成24年第3回小豆島町議会定例会議事日程（第1号）

平成24年9月18日（火）午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 一般質問 9名

開会 午前9時29分

○議長（秋長正幸君） 携帯電話をマナーモードに切りかえてください。

なお、議員申し合わせ事項により、10月末までの間、クールビズを実施することとし、ノーネクタイ、上着の着用は自由となっておりますので、上着の着脱は各自の判断にお任せします。

おはようございます。本日は、何かとご多忙のところ、ご参集くださいましてありがとうございます。

今期定例会の議事日程等につきましては、去る9月11日開催の議会運営委員会におきましてお手元に配付のとおり決定いたしましたので、皆様のご協力をお願いいたします。

開会に先立ちまして、町長から今期定例会招集のご挨拶があります。町長。

○町長（塩田幸雄君） 本日、小豆島町議会9月定例会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

本定例会では、報告案件5件、契約案件が4件、補正予算の審議3件並びに平成23年度歳入歳出決算認定をお願いすることとなっております。議案の内容につきましては、後ほど説明させていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。以上、簡単ではございますが、今期定例会に当たりましてのご挨拶といたします。

○議長（秋長正幸君） ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、本日の第3回定例会は成立しました。

これより開会します。（午前9時30分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告事項であります。6月11日以降9月10日までの主要事項に関する報告、監査委員からの例月出納検査執行状況報告書3件、監査委員からの決算審査意見書報告、財政・経営健全化審査意見書報告については、お手元に印刷配付のとおりでありますので、朗読は省略します。

また、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく本町が出資している政令で定める法人の経営状況を説明する書類4件については、議員控室にて閲覧に供しておりますので、印刷配付並びに朗読は省略します。

これより日程に入ります。日程はお手元に配付のとおりです。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（秋長正幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第118条の規定により、3番大川新也議員、4番柴田初子議員を指名しますので、よろしくお願ひします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（秋長正幸君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期であります。配付してあります日程表によりまして、本会議は本日と明日19日とし、会期は本日と明日の2日間にしたいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日と明日の2日間と決定しました。

~~~~~

### 日程第3 一般質問

○議長（秋長正幸君） 次、日程第3、一般質問を行います。

通告を受けておりますので、順次発言を許します。

一般質問の方法につきましては、前回の議会と同様、一問一答、反問権の試行を行います。

執行部のほうで反問をされる場合は、論点の整理ということで、必ず議長の許可を受けて行うようお願いします。

なお、議員申し合わせ事項による一般質問の時間を守っていただくために、5分前にこちらから札を出します。その後の時間配分に十分留意いただきますようお願いいたします。15番浜口勇議員。

○15番（浜口 勇君） 私は、島内の宿泊施設が減少しております中で、何かよい方策はないかということで、町長のお考えを伺いたいと思います。

かつて、坂手港の近くには大中の旅館が4軒、神懸通には3軒、池田には中型の旅館が2軒、土庄町にも大中小と多くの宿泊施設がありました。最近では、土庄町鹿島の大型旅館が閉館し、7月5日にはかつて有名画家が滞在しておりました西村の中型旅館が閉館をいたしました。そして、今月末には町の運営する坂手のサイクリングターミナルが宿泊停止をするとのことです。

宿泊施設の減少の原因の一つは、島の観光客の減少で経営が厳しくなってしまう



ったこと、さらには全国のどこかで死亡事故が発生するたびに、法律の改正がされ、施設の改善指導が県や消防署からあり、その改善費用が大き過ぎるため、やむなく廃業せざるを得ない状態に追い込まれているのが実情であります。

今回は、福山市での事故以来、県からは改善計画書の提出をきつく、しつこく求められました。町長は、島外客の誘致にいろんな角度から熱心に取り組まれておりますことには敬意を表し、感謝しております。観光は、小豆島の大切な産業となっておりますのに、受け入れ施設の改善が追いついていけない現状について、何かよい手だてがないものかと思いますが、町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 小豆島の発展と観光の振興に宿泊施設、ホテル、旅館が果たす役割というのは大変大きなものがあると思いますし、これからも重要な役割を果たして欲しいと思っております。

私は、厚生省時代に旅館業の振興を担当する課長をやったことがありまして、旅館業、ホテル業がほかの産業と違って、本当に難しい条件下にあると認識をしております。というのは、旅館、ホテルは物すごい投資が必要なんです。何億円単位の投資がどんな小さな旅館でも必要であるにもかかわらず、その利益というのはまことに薄いという、ほかの産業にはない特徴を持っておりまして、経営者だけの努力では一部の大きなチェーン店、チェーンホテルなんかは別だと思いますが、多くの中小の旅館にとって、国とか都道府県レベルのバックアップがないとやっていけない性格を持っていると思います。そういう観点で、国の公的長期低利の融資制度とか、県レベルでも利子補給とかいろんな制度があると思います。市町村という基礎自治体でもやるべきことはたくさんあるんだと思いますけれども、市町村レベルでやれることには物すごい財政支援とかが必要なもんですから、限界があるのでは

ないかと思えます。それにしても、どこか先進的なところでいい知恵を出して財政支援とかいろんなバックアップをしてるものがあるかについては、勉強したいと思えます。いずれにしても、根本的な解決というか、これまでの小豆島内での宿泊施設が減ってきたというのは、最大の理由はピーク時に比べて観光客が減ってます。ということが一番大きいと思えます。幸い、また最近少し小豆島の観光については上向きの傾向がありますので、根本的な対策というのは小豆島の観光を振興させるというか、観光客を増やすということ以外に、本質的な対策はないと思えます。

それから、旅館とかホテルの方々についても、従来のような大型バスでやってきて、決まったコースを回るという観光から、いろんな形の観光になってます。例えば、民宿とかちょっとした簡易な泊まるだけでいいホテルとか、いろんなニーズがありますので、そういうニーズにも対応する努力をしていただかないと、もう価格競争もまことに厳しいですから、1万円も2万円もするような高額な旅館が成り立つわけがないと思えます。そういう時代ニーズにも対応するという努力は当然旅館、ホテルにやっていただかなければならないと思えますけれども、いずれにしても、旅館、ホテルがなければ小豆島の観光は成り立ちませんので、どんな手が打てるかについては勉強させていただきます。

細かい点は課長が答弁します。

○議長（秋長正幸君） 商工観光課長。

○商工観光課長（坂東民哉君） 香川県が行っております宿泊施設への防災査察につきましては、香川県知事が査察の回数を増やすなど、拡充して指導を継続しても改善の意思がない場合は、法に基づく命令や公表も視野に入れて適切な対応をするとコメントし、非常に厳しい姿勢を打ち出しております。このため、宿泊施設には大変大きな負担になるとは存じますが、早急な対策が求められております。

小豆島町及び香川県において、宿泊施設等に対する補助金等の支援制度で、防災設備を対象とした制度はございませんので、現実的には融資制度を活用していただくこととなります。融資制度には、保証料補助のある小豆島町中小企業融資制度や香川県のほうでは中小企業振興融資制度の中に、保証料補助だけでなく、無利子の融資制度等もございます。

また、このほか比較的に利用しやすいセーフティーネット貸付制度などがございますので、このような融資制度の活用を検討していただき、施設の改善に努めていただきたいと思います。以上です。

○議長（秋長正幸君） 浜口議員。

○15番（浜口 勇君） この対策につきましては、観光客を増やすということが一番大事なことだということはよくわかります。

そして、先ほど課長さんのほうからお話がありました県の建築課による視察、これにつきましてのことですけれど、県知事はえらい力入れておりますけれど、この福山で起きました死亡事故、これは普通の宿泊施設じゃなくて、特異な宿泊施設であったんではないかと思えます。そして、私が感じたのは、もう火災が起こるということを前提にした、必ずあんなところは起きますよということを前提にした対応を迫られておるのが実情なんです。これをやっぱり改善するには、先ほど話がありましたような相当な資金が要りますし、こういうことに対応できないというところが現実ではないかなと思えます。そのままほっておきますと、ますますもっと減っていくのではないかなという感じを私は持っておりますので、これを一体どうしたらいいかということ、いい方法はないかということでございますので、この県知事のこういう指導、それをそのままいいんかなという感じがいたしておりますけれど、この点につきまして、何かお考えがありましたらお伺いしたいと思います。

○議長（秋長正幸君） 商工観光課長。

○商工観光課長（坂東民哉君） 浜口議員のほうで、県の指導が大変万全な対策を求めており、非常に厳しいということでございますけれども、一応その建物等の指導については県の権限で小豆総合事務所の建築指示と、それと本課の建築指導室のほうから2名体制で各ホテル、宿泊施設を回って、建築基準法等に基づいて改善点を指摘ということで理解しております。

この点につきましては、当然香川県の立場といたしましては、宿泊客の安全確保の観点から、法令等を遵守した適正管理は当然宿泊施設のほうで責任を持ってすべきということで、この指導がなされているものと理解しております。町のほうといたしましては、こういう県の指導につきましては町も含めて、町管理の国民宿舎等もございますけれども、その指導にのっとり、極力早急な対策に向けて努力をすべきものだと理解しております。以上です。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 旅館業が抱える課題というのは、本当にほかの産業にはない厳しい条件下にあると思っておりますが、冒頭の答弁で申し上げましたように、国と都道府県と市町村と3つの行政の単位があるわけですが、旅館の防災とか防火設備についての支援策というのは、小さな自治体の手に負えるものではなくて、基本的には国、都道府県の施策のジャンルだと思いますので、業界の皆さんで意見をまとめていただいて、その内容がもっともなものであれば県に申し入れるなり、国に申し入れるなり、その上で市町村としてできることがあるかという、そういう順番になる話だと思いますので、小豆島町だけの話ではなくて、土庄町も香川県全体、瀬戸内国際芸術祭で観光立県を目指すという知事は宣言している以上、香川県が責

任を持ってやるべき、まずやるべき話だと私は思います。

---

○議長（秋長正幸君） 1 番森口久士議員。

○1 番（森口久士君） 私は、瀬戸内国際芸術祭に関してということでお尋ねをいたします。

来年の芸術祭は、前回の地に加えて、中西讃の7つの島々が参加し、3月20日から春夏秋の3シーズンに期間を分けて、11月4日まで開催されます。

我が町では、中山、三都半島、ひしおの郷と坂手地区東海岸から福田地区と各地で展開されると聞いていますが、各地区それぞれ取り組み方が違います。三都半島の取り組みについてですが、総合ディレクターの北川フラム様から、東京芸術大学の2人の教授が任されていると聞いています。

芸術家村の過去の滞在作家から今回選ばれた5人の作品展示に、実行委員会より費用が出ると聞きますが、展示場所など既に決まっていますか。何としても、芸術祭の成功を願っていますし、地元としてできることは協力したいと思っています。現在、花とアートの三都半島ということで取り組みをしていますが、具体的に内容が伝わってきません。刻々と変わるのであれば、その都度情報が欲しいと思います。一体何ができて、何をしてはいけないのか、地元の予算はどうなっていますか。今後どのように対応すればいいですか。

また、高松大学からの瀬戸内国際芸術祭への協力について話がありましたが、どのように考えていますか、町長に伺います。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 瀬戸内国際芸術祭についてのご質問でしたけれども、一昨年行いました瀬戸内国際芸術祭は、ご案内のように豊島とか直島を中心の芸術祭で、小豆島は附带的に行われたような位置づけであったと思いますが、来年の芸術祭では小豆島もメインの会場、見方によっては小豆島中心になるような芸術祭として企画がされておまして、大変ありがたいことだと思っております。小豆島の中でも、小豆島町ではご質問にあったように、中山、三都半島、ひしおの郷、坂手地区東海岸、それから福田地区等、町内全体で広がりを持って行われますし、それぞれ特色を持った展開がなされると期待をしております。また、土庄町でも迷路の町とかいろんな港にも有名な作家の作品が展示されるということで、それぞれの地域の特色を出しながら、小豆島全体で豊島や直島に匹敵、負けないようなアピールをし、大勢の方に訪れて楽しんでいただけるということがこれからの小豆島の発展のために不可欠だし、最大のチャンスを迎えている、そういうふうに瀬戸内国際芸術祭を位置づけています。

その中で、三都半島の取り組みですけれども、ご案内のように、過去芸術家村の活動、若手のこれからの作家が滞在して、地元の人と一緒に作品を展開してきたわけですけれども、こうしたこれまでの努力が認められて、来年の芸術祭では正式の芸術祭の一つとして位置づけられたということでございます。

それから、さらにうれしいことに、過去の若手の滞在作家の中から5人が実力で瀬戸内国際芸術祭の正式の作家として認められたということでございます。また、さらにうれしいことは、5人の作家は全て三都半島で新しい作品をつかって展示をしていただけるということでございます。

5人の作家の制作費用については、芸術祭の実行委員会が負担をしてくれると承知しておりますけれども、あと展示に必要な場所の準備とか細々としたものについては、地元の小豆島町で負担してほしいというふうに北川フラム総合ディレクタ

一から依頼を受けておりますので、中心となる政策に要する費用は実行委員会が負担して、その他のもろもろの周辺のバックアップの費用は小豆島町で負担するという役割分担になるんだろうと思います。

芸術祭の準備は進んでいますけれども、膨大な作家群と膨大な地域を抱えているので、まだ5人の作家に対して北川フラムさんから具体的な個別の提示とか意見のやりとりはないと聞いておりますので、そういうのがわかり次第、地元にもお話をしたいと思っています。

それから、三都半島については正式な芸術祭の作家である5人の作品以外に、これまでと同じように東京芸大の若手の作家によるアートの展示をなされますし、これまでの滞在作家の作品の展示をどうするかとか、いろんな課題があります。後ほど担当課長から説明しますが、今度の補正予算で幾つかのものについては予算措置をして、来年度の瀬戸芸で三都半島に多くの方が来ていただけるような取り組みをすることにしております。

それから、高松大学の学長さんが先般来られまして、三都半島の瀬戸内国際芸術祭に学生ともども協力したいという話がありまして、まことにありがたい話です。具体的にどのような協力を地元と一緒にさせていただくか、まだこれからでありますけれども、大いに期待をしておりますので、地元でも積極的に受け入れていただければと思います。

詳細は担当課長から説明します。

○議長（秋長正幸君） 社会教育課長。

○社会教育課長（松田知巳君） まず、花とアートの三都半島の取り組みについてでございますが、芸術祭の会場となる三都半島での地域活性化イベントとして、小豆島内外からの作品を見に来られた人たちに、三都半島でのいろいろな行事を見

楽しんでいただければと期待するところでございますので、従来どおり、地域での工夫を凝らした取り組みを継続していただきたいと思っております。

芸術祭につきましては、先ほど町長も申しましたとおり、展示場所等、詳細につきましてはもう少し先にならないと決まってくるので、具体的な内容が決まれば内容に応じて地域全体に周知したり、自治会長さん等にご報告やご相談をさせていただくなど、その内容に応じまして迅速に対応させていただきますので、ご協力をお願いいたします。

また、予算でございますが、各種看板や展示場の修繕料、また休憩所の設置料等につきましては、本議会に補正計上させていただいております。案内所や休憩所の運営等の費用につきましては、三都半島だけではなく、作品展開をされる他地区におきましても、案内所や休憩所の設置運営等について、ご協力がいただけるところには所要の予算措置をいたしますので、各地区同様にしていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

また、高松大学の瀬戸芸の協力につきましては、現時点では具体的なことは決まっておりません。瀬戸内国際芸術祭、また花とアートの三都半島の活動、それぞれで高松大学からどのような協力がもらえるのか、今後協議しながら、高松大学とはよりよい関係を築いていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、次回の瀬戸芸におきましては、小豆島が中心となり、また瀬戸芸によりまして三都半島がより活性化されることと思っております。まだまだ未確定な部分がたくさんある中で、早急に取り組むべきことがたくさんありますので、今後ともより一層のご協力をお願いいたします。以上です。

○議長（秋長正幸君） 森口議員。

○1番（森口久士君） まず、5人の作家の展示場所が決まってないということ



ですが、これについては早急に決まり次第、地元の説明ということなんですが、三都地区としたら、これがいつごろになるのかといいますのが、ポスターなりに関係してくるのではないかとということで、見通しをまずお願いします。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 来年の瀬戸芸で、多分一番焦っておられるのはアーティストそのものだと思いますけれども、来年の3月には作品を展示しないといけない、3月20日には展示が完成しとかないといけないのですが、ご存じのようにガイドブックというのがありますけれども、芸術祭全体のガイドブック、これの最終原稿の締め切りが多分12月初めだと思います。そうしますと、逆算すると、多分11月中には各作家がどこでどのような作品、その作品のイメージしたものを出さないと、ガイドブックに載らないわけです。それをさらに逆算すると、多分10月中ぐらいには北川先生と各アーティストが個別に相談をして、私はここでこういう作品をつくりたいという、それにはどれぐらいの経費がかかるかとかという個別の相談をされると思います。幸いなことに、5人とも三都の人たち、私たちとは非常に小豆島に何度も来られて、いろんなことがざっくばらんに話せる方々なんで、作家の方と相談、多分10月になれば相談しながら、どこでどんな作品をとということが具体化してくるのではないかとというふうに、もう少ししばらくお待ちください。

○議長（秋長正幸君） 森口議員。

○1番（森口久士君） 今ので早急に情報が入れば対応するということですから、全然問題ない。

それから、地元の立場としまして、いろいろ花とアート、先ほど答弁もありましたが、これで取り組んでおるんですが、これが瀬戸芸とのどういうふうな立場で

臨んでいけばいいのかなということで、地元としては戸惑いがあるんじゃないかと、こういうあたり、先ほどの作品展示場所が決まれば、当然またほかのこの展示場所とといいますか、地元が取り組む部分が決めていけるのかなという思いがありますから、特にお願いしたい。ですから、瀬戸芸と花とアートの三都半島はどういうふうな行き方をすればいいのかなあと。先ほどの説明もう少し、ちょっとわかりにくかったんで、再度聞きます。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 瀬戸芸と三都半島の花とアートの地域活性化の活動をどのように考えるかというのは、実はまことに一番大切なポイントです。そもそも、瀬戸内国際芸術祭が何を目指してるかという、アートの振興ではなくて、地域活性化を目指している。アートはきっかけづくりであって、そのアートをきっかけとして、それぞれの地域が自主的にどんな活性化策につながっていくかというのが最終的な目標になっております。そういう意味で、地元の立場から見れば、花とアートの三都半島の活動の中に瀬戸内国際芸術祭も加わったという理解でよろしいのではないかと思います。

その一方で、瀬戸内国際芸術祭は瀬戸内海一円で行われ、かつ小豆島全体で行われるという見方もしないといけませんので、そこはちょっと二重、三重に環境を整備しなければいけない。まさに、これは最終的には三都半島の活性化を何によって実現するかという話になるんですが、一方で瀬戸芸自身は地域も広いし、ほかの地域でも結構魅力的な取り組みがなされるので、両にらみということが必要だと思います。どのように個性を三都半島に打ち出すか、例えば小豆島を訪れた観光客やアートを見に来た人、多分普通の人には1泊2日だと、2泊も3泊もする方とかリピーターもきっとおられると思いますが、一般的には1泊2日だとすると、今出てる

提案はとてとてもとてとても1泊2日で全部を見ることはできません。そのときに、三都半島には必ず訪れてきてほしい人はどのような方々で、三都半島に必ず訪れてもらうにはどのような取り組みをすればいいかという、三都半島だけの視点だけでなく、島のほかの地域とのコントラストとか特色づけとか、そういう視点で取り組まなければいけないと思っております、大変難しい話ですけども、そういう取り組みでいろいろ地元で知恵を絞ったり、いろんな活動をする中で、多分三都半島の活性化のきっかけが生まれるというか、それを見ながら、また行政は行政でどこをバックアップすれば三都半島がもう一度活性化するかというようなことになるんではないかと思えます。以上です。

○議長（秋長正幸君） 森口議員。

○1番（森口久士君） 花とアートが今までどおりやってもらったというのは、それで解釈すればいいのかなと。

それで、私ども先ほど言いましたように、どうしてもこの瀬戸芸を成功させたいという思いがあります。ですから、補正にも出てきておるんですが、先ほど担当課長からも説明がありましたが、接待というようなことで小豆島町全体で小豆島の家というような形で計画されておりますので、補正予算の中でも計画ですけども、三都ではどのぐらいの場所を計画されてるのか、それによってまたこれはどういう形でする人を募集するのかというあたりを、それともう一つ、あわせてトイレを設置するというような説明が前回ありました。6月でありましたが、これが今どうなっておるのかなということもあわせて。

○議長（秋長正幸君） 社会教育課長。

○社会教育課長（松田知巳君） まず、1点目の案内所、休憩所でございますけ

ども、補正予算で上げておられますのはちっちゃな2間3間ぐらいなもの20棟分を上げておられます。地区にしまして5地区に設置する予定で補正予算を上げておられます。

運営の形態でございますが、それも三都の各自治会に設置させていただきますので、こちらからこういうふうなやり方というのではなくて、今後自治会それぞれのやり方があると思いますので、各自治会と相談をしながら、進めさせていただきたいと思います。大体3月から11月までのロングスパンでございますので、なかなか計画的にやらないと息切れすると思いますので、各地区とご相談の上、させていただきたいと思います。

次に、トイレでございますけども、トイレにつきましても、例えば三都、東浦地区などにトイレを一回設置しましても、例えばこの瀬戸芸の間、使えたとしても、後で非常に無駄なものが出てくるとも思われますので、まずは三都の公民館とか体育館等を期間中、開放するなどしてトイレには対応させていただきたいと思います。以上です。

○議長（秋長正幸君） 森口議員。

○1番（森口久士君） 最後に、高松大学とのことですが、具体的に今のところはまだ決めてないんですが、これについて意見して、せっかくこういうお話ですから、最初の思いであります人の行き来という意味では、若い人が入ってきていただけるという、ありがたいなと思います。それに受け入れするといいますか、協力いただけるようになったら、当然交通の問題とかいろいろ出てくると思いますので、このあたりの先ほどの分と同じように、いろいろ地元と協議した上で、検討していただけたらと。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 今の森口議員とのやりとりの中で、私なりに確認できたのは、やっぱり5人の作家がどこでどんな作品を展開するかということによって、案内所や休憩所の設置とかおもてなしとかが変わってくるんだということがよくわかりました。先週、新潟の越後妻有の大地の芸術祭というのを、地元の三都半島の川田さんも含めて視察してまいりましたが、やはり芸術作品を拠点にして、その周りとかでおもてなしをしたり、地元の人が地産地消のお店を開いておもてなしをするというようなことになっていますので、どこでどの作品を展開するかということについても地元とよく相談して、そういうのが必要と改めて感じました。その作業が多分10月だと思いますので、それから9月末には小豆島に何度も来ている東京芸大の助教の柚木さんに地域おこし協力隊員になっていただく予定にしまして、やっぱり専門化、芸術家の視点のアドバイスも必要だと思いますので、柚木さんの力もかりて5人の作家のご意見、それから北川フラムさんのお考えも交えながら、地元でよかったなという形に進んでいく努力をしたいと思います。10月が山だと思います。よろしくお願いします。

---

○議長（秋長正幸君） 13番中江正議員。

○13番（中江 正君） 私は、6月議会にも交通安全対策について質問いたしました。それは、病院内の関係でしたわけですが、今回は国道沿いからの出入りの件で対策はどうかということで質問をいたしたいと思います。

新病院の計画と交通安全について。新病院の建設計画は地域住民の方で無関係の人はないと思います。その関心の中心は、医療の充実だと思います。今日まで、

進め方を見てまいりますと、医療専門家のほうが中心であり、民主的ではありませんが、多くの意見を取り入れてもらいたいと考えてます。前回は申しましたが、香川の交通事故は全国でもワーストワンが続いていますので、新病院に通う方の交通安全にしっかりした事前の計画が必要だと思っていますので、今回も交通安全について質問いたします。

バスが病院に横づけすることは安全上大切で、その方向で進められていると認識していますが、国道に接する出入り口の安全性の確保が大切です。新病院に出入りするとき、国道を走っている車との事故も考えられ、新病院が建てられることによって事故の可能性が高くなるようにすべきだと思います。新病院に出入りするとき、当然信号機との関係もあり、難しいとは思いますが、安全な出入り体制を図る必要性を強く求めます。

私は国道を含め、あの一体をほぼ完璧な安全地帯にすべきだと思います。町の決意をお聞きいたしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 中江議員から、新病院建設と交通安全の課題についてのご質問をいただきました。

多くの島民のご理解によりまして、新しい病院建設に向けての準備作業が順調に進んでいること、この場をかりまして感謝を申し上げたいと思います。

ご指摘のように、香川県はただでさえ交通事故ワーストの常連の県でありまして、新しい病院の建設によって、それがさらに悪くなるようなことは絶対あってはいけないと私も中江議員同様思います。

具体的にどうするかは、この病院の敷地内と敷地外の話があると思いますけれども、敷地内については池田中学校の残された校舎をどの程度残すか、なるべくス

ペースをとるといふことも必要になってまいりますので、その辺の問題もあると思いますが、敷地外の問題も大きな問題だと認識しています。特に、平木あたりは今でも交通渋滞が頻繁に起こりますし、非常に危ないゾーンになってますので、新しい病院ができることによって、さらにその状況が悪化するということが懸念されるわけですので、どうしたらご指摘のあったようなほぼ完璧な安全地帯にできるかについては、町役場だけではできないことではありますので、県警とか香川県、香川県の総合事務所等々と十分協議をして問題に取り組んでいきたいと思っています。

それから、多分将来的にはバイパスをつくるとか、根本的な対策をしなければいけないのではないかと、平木のあのあたりの渋滞は本質的には道路の構造にあると思いますので、バイパスとか病院以外の対策も並行して検討、協議して進めていきたいと思っております。

○議長（秋長正幸君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松尾俊男君） ただいまの町長のご答弁の追加と申しますか、補足的にもう少し詳しく私のほうからご説明させていただきます。

まず、新病院の進捗状況について触れておきたいと思いますが、事業主体である小豆医療組合におきましては、現在プロポーザル方式による設計者の選定を経て、契約の手続を行っている段階にあります。設計者の選定につきましては、最終的に5社からご提案をいただきましたが、その際の課題の一つとして、建物部分だけでなく、病院を利用される方の交通安全を加味した動線ということにつきましても、提案を義務づけております。結果といたしまして、全ての提案者から車両と歩行者に対する安全性や利便性に十分配慮された内容が示されたというように聞いております。

今後の基本設計、策定作業におきましても、関係者等との協議を重ねながら、

具体的な施設の規模や配置、交通安全にも配慮して進入路の動線も含め、設計を行っていくことになります。

また、ご質問にございました国道を中心とする周辺地域を含めた交通安全対策につきましては、新病院が建設されることで、交通量の増加を初めといたしまして周辺の交通環境は大きく変化することになるかと思えます。こうした環境の変化に対処し得る交通安全対策について、十分考慮されなければならないことはご指摘のとおりかと思えます。ただし、町長が申し上げましたように、信号機や横断歩道、具体的な施設ということになりますが、こういった交通安全施設関係につきましては、警察や公安委員会の所管となりますし、歩道を含めました国道部分につきましては、それを監理する県、県小豆総合事務所の所管にもなります。さらに、交通公共機関であるオーリーブスや、タクシーなども関係してまいりますので、これら関係機関等と十分協議を行い、協力いただくことが不可欠であると認識をいたしております。つきましては、基本設計段階から警察や県との連絡を密にし、交通安全対策についての具体的な提案も行いながら、対策が講じられるよう、要請してまいりたいと考えております。中江議員におかれましては、引き続きご提言、ご協力をいただきますよう、お願いを申し上げます。以上です。

○議長（秋長正幸君） 中江議員。

○13番（中江 正君） ただいま町長のほうから答弁をいただきました。私なりに少し実態調査をしております。皆さんもご承知のとおり、この前ですけど、国道ですけど、朝の通勤、7時30分から8時30分、この1時間は通勤、通院、お見舞い等々があるわけですけど、非常に渋滞をしております。次に午後ですけど、5時から6時半、1時間半の間、退社、買い物等々で非常に今まで以上に渋滞が予測されるため、この実態調査、公安委員会とか警察とか土木とか、そういうな関係各



省庁の実態調査が必要だと思うんです。なぜそう急ぐのかというと、もう来年、再来年度にも着手してます、工事を。その工事のときは、ガードマンが立って誘導するわけですけど、その後、信号機にしたって、連結信号にするとか、また歩行者、車両のレーンを設けて、スムーズに安全性が保たれるような安全地帯にしとかなんたら、急にはなかなかできないと思うんです。だから、事前に実態調査なんかは必要であるので、関係各社との協議をいつごろ行われるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（秋長正幸君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松尾俊男君） 交通安全対策につきましてのご質問、再質問でございますが、新病院ができるに当たりまして、その出入り口がどこに設置されるのかということを含めまして、交通量の増加がどのように変わってくるのか、付近の交通環境がどのように変化するか、予想される点はございますが、その中で具体的にどういった対策を講じなければいけないかということが決まってこようと、方向性が見出してこようかと思えます。

その中で、実際交通量等に関する実態調査につきましてご提言がございましたが、警察や管理をする県総合事務所のほうでも、ある程度現状の交通量というものは把握されていることかと思えます。ただ、今から環境が変わることなど考慮した交通量のシミュレーションと申しますか、そういったことは十分考えていかなければならない。それに対する交通安全対策を提案もし、要請もしていかなければならないというふうに考えておりますが、基本設計段階から、先ほども関係機関と協議をしてまいりたいというふうに申し上げましたが、その協議の中で、こういった実態調査につきましても、現在ある数字もあわせながら検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（秋長正幸君） 中江議員。

○13番（中江 正君） 安心・安全な利便性のある新病院にしていただきたい  
と思います。これで終わりたいと思います。

---

○議長（秋長正幸君） 6番森崇議員。

○6番（森 崇君） 私から3つ質問したいと思います。

最初に、オリーブ公園の活用についてでございます。

このオリーブ公園は、景色もよくて素晴らしいもので、観光客も来られた方は感激してるというふうに思います。しかし、町民の利用というのは増えていないのではないかと考えています。危惧しています。私も旅行などの反省会とか月見会などにあの畳の部屋を利用していましたが、今はその体制がないと思います。温泉もあり、よい施設なのに町民からすると利用しにくくなっているのではないかと。もっと畳の部屋を利用しやすくすべきだと思います。また、温泉の施設についても、内海湾が眺められて、特に月夜の夜などは本当によい景色でございます。

先日、暑いときに入浴しましたが、脱衣所のクーラーの温度が高くて、快適さが失われていました。今度は何度に設定しているのでしょうか。地域住民の憩いの施設でもありますので、脱衣所といえども気持ちが悪かったと言ってもらうように改善すべきだと思います。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） オリーブ公園、とりわけサン・オリーブの課題について

のご質問だったと思います。

まず、オリーブ公園については私の認識を申し上げますと、小豆島には素晴らしい観光資源の場所がもうたくさんありますけれども、外部の観光客の立場に立って考えると、例えば半日とか小豆島の時間が与えられないとすると、どこか1カ所を選ぶとすれば、オリーブ公園だろうと思っています。多分、オリーブ公園に来られた人の99.99%の人がこんなに素晴らしい景色は行ったことがないというところだと思います。

そのオリーブ公園について、今でも相当な水準ですけれども、少し時間はかかるかもしれませんが、もっと突き抜けた世界一級のオリーブ公園にすべく、今担当課長に研究させてます。例えば、電柱が見えたりしますよね。せつかくの景観がそのことによってかなり損なわれていると思っています。かなり財源があるので、実現はそう簡単ではありませんけれども、観光で小豆島が発展するためには中途半端な投資では大きなジリ貧傾向を変えられないので、やるべきことは思い切ってやるというスタンスで臨みたいと思っています。そのポイントは、オリーブ公園だろうと思っています。

そういう中で、サン・オリーブをどうするかという問題は大変難しい問題ですけれども、幸いわずかでありますけれども、島民の方の利用者も増えていると思います。まだ、私自身このサン・オリーブをどのような方向で持っていったらいいかという革新的な考えはいまだにありませんけれども、少しずつ改善をしてると認識をしております。

担当課長から答弁をお願いします。

○議長（秋長正幸君） オリーブ課長。

○オリーブ課長（城 博史君） 森議員のご質問にお答えをいたします。

まず最初に、オリーブ公園の利用状況につきまして、ご質問の趣旨は、その中でもサン・オリーブについてのご質問と承りますが、平成 21 年度に県から施設の譲渡を受けた後、平成 22 年度から、より数多くの皆様方に温泉を利用していただくために、町民向けの入浴回数券の発売を開始をいたしました。年間入浴客数は、平成 21 年度が 4 万 3,865 人、次いでこれに対して平成 22 年度は 4 万 4,931 人、そして昨年、23 年度が 4 万 6,802 人と徐々にではございますが、増加をしているところでございます。

次に、サン・オリーブ 2 階の和室の利用につきましては、平成 14 年 6 月の施設開設以来、19 年度末までは和食を専門とする料理長が在籍しておりましたことから、各種宴会等も対応してまいりました。その間、ご利用いただきましたお客様からは、大変おいしい料理と温浴施設がセットで楽しめるということで好評を得ていたところでございます。しかしながら、サン・オリーブの運営面という観点から考えますと、料理長とスタッフの person 費や原材料の仕入れの問題などから、費用に比べまして収入がいまいち伸びず、施設全体の経営を圧迫していたことも事実でございます。

このようなことから、料理長の定年退職を機に、収益改善を図るため、町内の飲食店への影響も配慮しつつ、また合併後、同一町内に財団法人で国民宿舎やふるさと荘等もございますことから、和室での各種宴会を取りやめまして、現在のオリーブを活用したレストランメニューに見直し、今日に至っておるところでございます。

また、現在の 2 階の和室の利用形態につきましては、ツアー等団体客の昼食会場として利用を始めまして、各種の会議での利用の際、ソフトドリンクの提供を行っているほか、商品販売展示会や交流会、整体講習などで 1 時間単位での貸し出しを行っておるところでございます。

また、2階の和室での食事につきましては、お料理とか飲み物等、持ち込みで利用することも可能でありますので、今後、森議員ご指摘のように、絶好のロケーションを生かすためにも、毎月発行しておりますオリーブ公園だより等を通じまして、各種会議等での利用を再度PRに努めてまいりたいと考えております。

最後に、温浴施設の脱衣所の温度が非常に高く、快適ではなかったというご指摘でございますが、近年の予想を超える猛暑に加えまして、繁忙期の混み合う時間帯では、頻繁な浴室ドアの開閉によりまして、その上にドライヤーがフル稼働するというような状況で、冷房効果が半減してしまう現象が起きております。現場に確認をいたしましたところ、夏場の繁忙期はエアコンの設定温度は少し低目の20度に設定しておるところでございますが、実際には29度ぐらいいまでしか下がらないという日がありまして、お客様からの声もあって、その対策として急遽、空気循環効果を期待をいたしまして、8月11日から脱衣所に壁かけ式の扇風機を男女各2基、合計4基を設置したところ、若干ではございますが、効果が見られたところでございます。

今後、施設開設後10年を経過いたしますことも踏まえまして、年間を通じた空調関係機器のメンテナンスの際に、再度業者と最も効率的な改善策について協議をしていきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（秋長正幸君） 森議員。

○6番（森 崇君） ありがとうございます。

温度の設定ですけど、最近節電が叫ばれ、ですからそれもわからなくはないんです。だけど、快適さを求めると思いますんで、よろしく願いいたします。この質問をしたのはなぜかといいますと、吉田温泉に僕は1年間ぐらい通ったんです、

ある人のリハビリを兼ねて。夏は一人も来んのです、極端に言うたら。何でかというたら、脱衣所が暑いと、クーラーがないと。そのクーラーに6カ月か8カ月かかりましたね。言ったけれども。そういうことも含めて、設定温度というのは個人が勝手に決められんので、質問したとっております。そこは言うときます。

次に、各種団体の任務と地元商店の意義について質問いたします。

各種団体には任務があり、まちおこしのためには委員の協力が必要だと思っております。今は国も疲弊していますので、町や議員の考え方が大切なときだと思っております。私は、議員になる前から、地元の商店の繁栄を願っていました。内海商工会を何度も訪ねました。しかし、近年は本店法の規制緩和が隅々まで行き渡っております。この小豆島もシャッター通りと呼ばれる状態が起こっていると思います。田浦とか坂手、東浦を初め、全体ですけど、買い物難民状態は小豆島全体となっております。商店街と呼ばれていた草壁本町などは、猿が今も出没するなど、大変な状態に至っています。大きな商店は何時間店をあけてもよいと、何を売ってもよいと、販売面積は幾ら広くてもよいとなっていると思います。高松では、そういった意味でゆめタウンが出現して久しくて、商店街の目抜き通りを外れればシャッター通りが見られます。高松も頑張っていますが、以前の高松のタウンが疲弊していると思います。買う側というのは、懐を考えて安さと品ぞろえに引かれて多くの消費者は大店舗で買い物をしていると思います。このままだと、小豆島の商店はやっていけなくなり、人が少ない地域になると思います。

実は、私も小豆島商工業振興審議会の委員に委嘱されていますが、この2年間、一度も会議がありませんでした。各種団体の実態はどんな状態でしょうか。一体、誰がこの状態の歯どめ策を提案されるのでしょうか。名前だけの委員なら、成り行き任せになって、何もせずに終わってしまうと思います。

塩田町長になってから、お買い物は地元商店でと大きく町広報に記載されましたが、消費者への呼びかけというのはまだまだ不十分であり、少ないと思ってます。私たちの動きは小さなものですが、何とか歯どめをしなくてはなりません。地元商店というのは値段だけで判断できない、農協と一緒に多面的機能があると思います。地区役員や地区長、自治消防の役員、老人会の役員、大きなイベントも中心的にされていると思います。

町はこうしたことをもっと認めて、消費者の買い物の仕方地域が守れることや、地元商店の意義を呼びかける任務があると思います。小豆島町がどれだけ地元商店を使っているのか、職員の方も買い物をどこでしているのか、問われていると思います。町の考え方をお聞きします。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 地元商店の意義などについてご質問をいただきました。

地元商店が元気であること、商店のみならず、地元の地場産業が元気であるということが小豆島の発展に不可欠だと思います。とりわけ、若者の雇用確保とか、これから人口の減り方を少しでも緩やかにし、医療や福祉も充実し、観光も振興しようと思えば、地元の雇用の場があって若者が活躍できるようにしなければいけないと思っています。ご指摘は、もうまことにそのとおりだと思います。

小豆島町商工業振興審議会については、商工業の振興に関する重要な事項を審議する大切な場であります。まことに申しわけないことに、この2年間、一度も開催されてないということで、率直におわびを申し上げます。速やかに開催をいたしまして、どうしたら商店街の活性化のみならず、小豆島町の地場産業の振興ができるかということについて、ご意見をお伺いをしたいと思います。メンバーは町議会の議員とか商工会の役員とか学識経験者、地元の学識経験者になっていますけれど

も、そのメンバーだけでこの課題を解決するには必ずしも十分じゃないと思いますので、外部のいろんな他地域の取り組みについての知識のある方とか、いろんなアイデアのある方とか、外の方のご意見も聞いて、速やかにそういうものに取り組みたいと思っております。

○議長（秋長正幸君） 商工観光課長。

○商工観光課長（坂東民哉君） 私のほうからは、町のほうでどの程度地元商店を使っているのかというご質問に対して、ご答弁を申し上げます。

事務用品等の消耗品や備品購入につきましては、町が購入する場合は基本的に町内で購入することを原則といたしております。

次に、商工会を母体といたします商業協同組合が発行いたします商品券事業がございますけれども、小豆島町職員組合や職員会も含めた町関係で、平成 23 年度は総売り上げの 13%に相当する商品券を購入いたしております。また、町内から 50 店舗以上が出店いたしますふるさと商工まつりにおきましても、商業協同組合が商品券の販売等を行っておりまして、ここでの売り上げを町関係に加算いたしますと、商品券総売り上げの年間で約 27%が町関係となっておりますので、今後も積極的に協力してまいります。

町広報につきましては、合併以後、毎月号にお買い物は地元商店を使いましょうというロゴを継続して掲載いたしておりますけれども、特集につきましては平成 22 年 12 月号で特集を組んで地元商店の利用をお願いすることとしてお願いいたしました。相当期間があきましたので、再度掲載するようにいたします。

今後も町商店を利用することが町の活性化につながり、町の活性化は町の商店を利用することから始まることを町民の皆様呼びかけてまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。以上です。



○議長（秋長正幸君） 森議員。

○6番（森 崇君） 言うんはやすいんです。自分が何をするかというのも大事だと思います。七、八年前、もっと前かな、なかよしチップのチラシを東部地区に持ち込んで、最初60やったのが、多分今200ぐらい商工会へ配って組合のところへ配ってると思う。見ることによって反応するということだと思いますんで、努力は小さいですけど、それから商売人の方がこう言われました。僕のお客さんはほとんど人間関係、チラシとか安さとかというものもいいんだと思うんですけど、人間関係で僕の店が成り立つとということをおっしゃってますんで、これは町だけではいかんのですけど、最後に言って年に一遍ぐらい集まってもらうとか、いろんな工夫をすべきじゃないと。地元商店を活性化することによって、よくなっていくと思いますんで、特集を言われたんですけど、ほんまに少ないんですね。もう少し理解し合っていく必要があるんじゃないかと、そのことを一つ聞きたいと思います。ひとこと言わしてもらおうと、もう少し回数を増やしてもらいたい。

○議長（秋長正幸君） 商工観光課長。

○商工観光課長（坂東民哉君） 今後、早急に掲載いたしますけれども、その後も随時判断して継続的に掲載をいたしてまいりたいと思います。以上です。

○議長（秋長正幸君） 森議員。

○6番（森 崇君） 次に、3つ目の質問に移りたいと思います。

海の復権と瀬戸内芸術祭についてでございます。交通基本法がまだ成立してないと聞いております。当時、この法律の中に移動の権利が書かれておりました。確かに、何事も一言で語れませんけれども、今日まで島国に住む私たちから見ると、

道路行政に偏り過ぎていたと思います。航路はもうからないからと、その路線が廃止されてきたと思います。その意味でも、海の復権という捉え方は必要であり、航路は必要不可欠だと思っています。

先日も、宇高航路のフェリー会社がやっていけないというニュースが出ていました。航路はまだ不安定だと思います。一昨年、10月には、19自治体の首長が中心となって意見を出し合いました。その後の取り組みはどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

また、来年に行われる瀬戸内芸術祭に期待しておりますが、坂手港や福田港を初め、草壁、池田、土庄、大部などから多くの観光客が来てほしいと思っています。この6つの港に対する県や町の基本的な考え方は大切だと思っています。当面の瀬戸内芸術祭にどのように役立ってもらえるのか、この考え方はフェリー会社とか各社に伝わっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 一昨年、小豆島で瀬戸内海の復権の意見交換会をしましたが、19の自治体の首長が集まっていたかまして、本当に意義ある会であったと思います。要望書をまとめて、国土交通省などに要請をしまして、小豆島の取り組みがその後の展開に少しは役に立ったと思っています。瀬戸内海の首長が意見を交換する場合は、幾つかありまして、国土交通省、旧運輸省サイドで海の路ネットワーク協議会というところもありまして、とにかく瀬戸内海の島々あるいは沿岸の市町村が連携をして問題の所在をアピールするという事はまことに大事な事だと思っています。私個人としては、もう一度ぜひ小豆島でそういうサミットというものをしたいと思いますが、事務方の負担も決して小さいものではありませんし、人口わずか3万人の小豆島が担うには、テーマとしては大き過ぎるんです

けれども、ぜひもう一度やりたいと私自身は思っています。いろんな面で、小豆島がリーダーシップをとるべきだと思ってまして、これは歴史を振り返ると、我々の小豆島はそういう役割を持った島だと私自身は思っていますので、そのつもりで頑張っ  
てまいりたいと思います。

その意見交換会の後、ジャンボフェリーの出航にもつながっていると思いますし、航路は道路だという意見もかなり定着というか、知られるようになりました。いろいろ勉強してるうちに、道路法という法律の中に航路は道路であるという定義があることもわかりましたし、陸の国道とか高速道路であれば、国の国庫負担によって道路がつくれ、道路が維持管理されているわけですがけれども、フェリーについては道路法にフェリーも道路だと書いてあるものの、国庫負担とか国庫補助でできたフェリーはないだろうと思ってましたところ、いろいろ調べましたところ、道路と同じ扱いで国の負担を入れてフェリーを建造した例もあることがわかりました。そうなりますと、法律的には、森議員がいつもおっしゃっている航路も道路だということは法律的には整って、既にそうなってるということですので、そういうことを関係者に広く知ってもらって、声を出していくということが必要不可欠だろうと思います。

その意味では、瀬戸内国際芸術祭の基本理念も海の復権ということになってますので、芸術祭なんかの取り組みをしていくプロセス、その先に多分フェリーごと実際に道路として扱うような扱いも国のほうで検討してもらおうという方向に持っていけるんじゃないかと考えておりますが、いずれにしても、声をまとめてどのように発信するかということとはとても大事なことでありますので、2回目の小豆島の瀬戸内海の関係の首長さんのサミットのようなものについても、何とかできないものか考えていきたいと思いますが、少しお時間をいただきたいと思います。 2  
点目の瀬戸内国際芸術祭に向けた港とか、各フェリー会社の取り組みですがけれども、

各社とも非常に熱心に取り組んでいただいておりますし、今回も共通乗船券も多分実現していただけるのではないかと思います。いずれにしても、前回は豊島、直島が中心で、その途中の過程で小豆島に立ち寄るという形態の芸術祭でしたけれども、次回は小豆島に入ってそこから豊島、直島、高松に行ったり、高松、直島、豊島から小豆島に入ると、小豆島がメインの玄関口になるというのが私の頭の整理です。とりわけ、京阪神からのお客様というのは坂手港、福田港、大部港というところから入ってこられると思います。そのお客さんが土庄港や草壁港、池田港から高松や直島、豊島に流れていくという流れになると思いますので、フェリー各社、各港の果たす役割は前回とは比較にならないぐらいのもので、フェリー各社との意見交換を十分にしておいて万全を期してまいりたいと思います。

○議長（秋長正幸君） 森議員。

○6番（森 崇君） きょうも聞きよったら、宇高国道が19分置きだったということをちらっと聞いたんですけど、もうそれから比べても随分困った状態が起こっていると思います。私も、そうはいいながら、利用者のほうですから、航路は道路だということでは坂手でメーデーして、5回ぐらいあったかな、デモ行進のときに、航路は道路だということでは言って回るんですけど、坂手の大型フェリーが着いたのについては非常に喜んでおります。しかし、急ぐわけではないんですけど、四、五年前ですか、自民党の細田議員が当時の冬柴大臣に質問されました。五、六年前ですけど、細田議員は航路は道路だと思っていますとはっきり言っておられました。その中で、道路財源をそこに入れたいかやないかということも言った。実際は実現しませんでしたけど、この道路財源がどうなっているのかということについては、やっぱり早く答弁いただいて一緒に運動していきたいというふうに思いますので、道路財源について……。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） さっきの答弁で申し上げましたように、私も道路財源がまさかフェリーボートに使われてる実績はないだろうと思ってたんですけども、現に道路財源でフェリーボートを整備した例があるということがわかりました。それは、しかし極めてまだ例外的なことでありまして、私は中央省庁におりましたので、よくわかるんですけども、国土交通省になったものの、運輸省の港湾整備とかフェリーの管理等、道路局の道路財源というのは道路のほうは旧建設省ですんで、旧建設省の財源で港湾整備やフェリー整備するというのは多分なかなか大変難しいことだろうと思います。本格的に港湾整備とかフェリーの整備も道路財源でやるということになるには、多分物すごく難しい問題がある。それはなぜかという、公共事業全体のパイを歴代の政府は小さくしてますので、パイを小さくする中で、まず用途、道路財源を港湾だとかフェリーだとかダムだとか、いろんなものに使っていかうという話になりますので、多分本質的な話になってるんです。その本質的な話をかえるのはまことに大変なのだと思いますが、正論だと思います。いずれにしても、小豆島の立場で言えば、小豆島の航路のフェリーをフェリー会社のみで財源調達するのが難しい状況があるので、何とか国庫の財源も入れて新規の建造が、フェリー会社の負担を小さくすれば料金も安くできるので、何とかそういうものが実現できないかということについては、今後とも努力していきたいと思っております。

○議長（秋長正幸君） 森議員。

○6番（森 崇君） これで終わりますけど、きょうの四国新聞にも国道フェリーの廃路についてちょっと載ってました。いろんな意見があると思うんです。私

は、思うんやけども、もう時間ばかりがたってではいかないので、正しいと私は思っています。ですから、今すぐどうのこうのというんじゃないけど、やっぱりめどをちゃんとつけて、みんながそっちの方向を向いていくと。多分、この動きというのは日本全体で島国の人には喜んでると思いますんで、よろしくお願ひしたいと思ひます。答弁は要りません。終わります。

○議長（秋長正幸君） 暫時休憩します。再開は 11 時。

休憩 午前 10 時 50 分

再開 午前 11 時 00 分

○議長（秋長正幸君） 再開します。

---

○議長（秋長正幸君） 8 番安井信之議員。

○8 番（安井信之君） 私は、2 つのことについてお考えを聞きたいと思ひます。

まず最初に、雇用確保について。人口減少が進んでいる中、住民が安心して住みやすい環境を確保することは最重点課題であります。今、小豆島が大きくさま変わりをしようとする中で、多くの雇用の場が生まれようとしています。また、男女雇用均等法が施行されているご時世で、女性の雇用が大きく人口減少にかかわってくると思ひます。

そこで、町としてどのようなプロセスで雇用の確保にかかわっていくのか、町長のお考えを伺ひます。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 安井議員の質問にお答えします。

雇用の確保が生活の安定とか人口が減るのを抑える上で、必要不可欠だと思っております。小豆島で人口が減り続けているのも、例えば大学でいろんなことを学んだ人にとって、その知識や経験を生かす職場がないということが大きな原因だろうと思っています。人口の減り方を抑制したり、新たな大勢の人に小豆島に来てもらうためには、雇用の場をどう確保するかということが一番大事だと思っています。いろんなことをしなければいけないんですけれども、まずは今ある地場産業をしっかりと伸ばすということが必要だと思っています。これについては、かがわ産業支援財団のコーディネーターである太田泰弘さん、香川大学の出身で、マルキンの研究所の所長だった人とか、あるいは香川短期大学の先生とか香川大学の先生、食品産業に造詣の深い先生方に頻繁に小豆島に来てもらって、いろんなアドバイスもいただいておりますし、先般の実践的な講演会とか相談会をしてもらいました。そういう取り組みをしっかりとしていきたいと思っています。それとか、食についてのマーケティングの調査とか、県外の見本市に共同で出店をするとか、地道ではありますけれども、まずは地場産業が元気になるための施策を進めることが必要だろうと思っています。

それから、地場産業もそうなんですけれども、新しい産業に立地をしていただくためには、情報網の整備、通信網の整備が必要不可欠だということで、それがなくなることが大きなハンディキャップになっておりましたけれども、幸いことしの11月から民設民営による光ブロードバンドサービスが開始されますので、一般家庭では活用するのはまだまだ大変かと思っておりますけれども、意欲のある起業家にとっては必要不可欠でありますので、これらを活用して新しい産業の創設の動きも出るのではないかと思います。

それから、小豆島のイメージアップ、最近テレビとか映画などを通じて、小豆

島のよさをいろんな方がアピールしてもらってますけれども、ブランド力を高めるために小豆島の好感度が増えるということも地場産業の発展に不可欠だろうと思います。

それから、来年、瀬戸内国際芸術祭をしますけれども、こういうものを契機に大勢の人に小豆島に来ていただくことは、観光産業の進歩に、進展につながるだけじゃなくて、地場産業の売上増とか、いろんな雇用確保につながるだろうと思います。瀬戸内国際芸術祭は、先ほどの質問でも申し上げましたが、アートの振興が目的ではなくて、それをきっかけとして地域がどう活性化するかということですので、地域の雇用とか地域の産業が元気になるようにどうつなげていくかということが最終的な目標だと私自身は思ってますので、現実の整備ということもきっちりありますけれども、最終的に雇用確保とか地域産業、地場産業の売上増にどうつながっていくか、観光産業の売り上げにどうつながっていくかという視点を忘れずにやりたいと思っています。

男女雇用均等法のお話とか、女性の雇用が人口減少には大きくかかわってくるという話がありますけど、これはまさにそのとおりであると思います。まさに、そのために私は小豆島に帰ってきたというか、これについてはまずは医療、福祉、教育の分野での女性の活躍の場を増やしたいと思っています。そのことは、女性の雇用につながるだけでなく、小豆島の医療、福祉をよくして、外からやってくる人たちを増やす原因になると思っています。もちろん、当然のことながら、小豆島に住む人にとっても安心・安全につながるということであると思います。

病院の統合というのは、単に2つの病院を一つにするということではなくて、2つの病院を一つにすることによって、レベルの深い病院を一つ置くと。それを核にして、地域の福祉も見直しをするという大きな絵のもとで提案をしてる話です。まず、命にかかわるようなところは、移植手術とか大きな外科手術は高松でお願い



しないといけません、ちょっとした緊急性のある手術は小豆島でできるぐらいの医療水準を保つ病院を持った上で、その上で地域で高齢者や地域で暮らせるような福祉を充実するという大きな絵柄のもとで提案をしています。

病気になったときは、もう仕方ないですが、病気にならないような福祉活動とか保健活動、介護予防活動、そういう分野では保健師とか介護士とか社会福祉士とか管理栄養士とか、男性もその資格はありますけれども、どちらかといえば女性が活躍してる分野です。そういう分野を思い切って方向転換し、職場をつくることによって女性の雇用の場を確保するとともに、医療、福祉の構造的な問題を解決するという取り組みで、この提案をしてるんです。病院の話は、それがあってほかにどんどん広げていくということで提案をしてまして、それを女性の雇用確保という視点でもやってるつもりです。何度もいろんな場で説明してはいますが、向こう3年間、5年間ぐらいで医療と福祉の全体的な見直しをして、できれば保健師さんとか看護師さんとか介護士とか社会福祉士とか、そういう福祉、医療の現場で公立の病院だけじゃなくて、社会福祉法人も入りますけれども、5年間に100人ぐらいの雇用というか、新規の採用をしたいと思っています。そのためには、まず勉強して資格を取ってもらわなきゃいけないので、安井議員が言ったように、奨学金制度を設けて、そういう職種の限定はなくなってるんですけども、勉強をする上での奨学金も出し、帰ってきて仕事についた場合は返還免除するというような制度もつくってございまして、医療、福祉の充実によって女性の雇用を確保し、それが回り回って人口減少の減につながり、また小豆島の魅力を高めることによって、大勢の人が小豆島に来ることによって、さらに小豆島が発展する、そういうシナリオで考えているところでございます。

それから、女性の雇用の場には女性が働きやすい環境をつくらなきゃいけないということで、ことしから一時預かりを制度化しておりますし、小豆島というところ

ろは若い女性が働きやすいところだという評判が広がっていくという、そういうことも大変大切なことだと思っているところでございます。以上です。

○議長（秋長正幸君） 安井議員。

○8番（安井信之君） 先ほどの説明は、いろいろなところでそういう取り組みが出てきとるというふうな部分は、今までの議会などでも議員のほうにも全部聞かせてもらっとるわけですが、就職というか、将来を考える高校生なりにはそういう説明の機会というふうなのを持ったことがありますか。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 残念ながらないので、できればそういう機会も与えていただきたいし、私自身も出向いて教育委員会にもっと頑張ってもらいたいと思います。教育委員会は、小学校、中学校のことばかりして、高等学校のことを無視してるので、ちゃんとやっていただきたいと思います。

○議長（秋長正幸君） 安井議員。

○8番（安井信之君） 将来の自分の職場を考える中で、やっぱり進学というふうなことがあります。その中で、やっぱり計画を持った雇用があるんだというふうなことは、高校生の就職を目指す人に対しては安心感を与えられると思います。地元に戻って働きたいんや、仕事がないんやでなくて、地元に戻ってきたら、こういうような職場が今後できるというふうに聞いとんで、そういうふうな部分を目指したというふうにやってもらいたいと思いますんで、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

また、最近総務建設委員会などで、小豆島の消防の再編なりがあると聞いてお

ります。そういうふうな中で、今のところ小豆島の消防の組織の中では女性の登用なりは図られていないというふうに聞いております。県下ほかの消防のあるところでは女性の雇用なりを考えていると、やっていると聞いておりますが、その辺は町長は広域の管理者としてはどういうふうな考えで今後進めていこうと考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 私が知ってる範囲内で、残念ながら、受験者に女性の方はおられないんですが、ぜひ受験していただければと、前向きに採用していきたいと。この間、町議会で視察した井原市の消防に香川県のすばらしい女性が大活躍してるという話がありましたんで、香川県全体の問題かもしれませんが、前向きに対応させていただきます。

○議長（秋長正幸君） 安井議員。

○8番（安井信之君） 私もある人に、子供、女性なんですけど、消防で働きたいんですけど、どんなんでというふうなことを聞きます。そういうふうな部分で、採用のときには男女構わずというか、不問というふうな形でやってもらいたいと。

また、今回の消防の施設なりの改修というか、改築も考えているということですが、その時点での女性の施設なりもきちんと考えていく必要性も出てくるのではないかなと思いますんで、その辺はよろしくお伺いしたいと思います。

続きまして、小学英語教育についてお伺いをしたいと思います。

昨年より本格実施されている小学校の英語教育において、どのようなカリキュラム、指導体制で行っているのか伺います。

また、最近 J－SHINE 小学英語指導者認定資格という制度ができていますが、この資格制度に対してのお考えを伺いたと思います。

○議長（秋長正幸君） 教育長。

○教育長（後藤 巧君） 小学校英語教育と J－SHINE 認定制度に関するご質問についてお答えします。

まず、小学校における英語教育ですが、新しい学習指導要領で平成 23 年度より外国語活動が必修化されています。この外国語活動の必修化の内容は、これまで地方自治体で独自に進められていた外国語、英語に関する取り組みが小学校 5、6 年生を対象として週 1 単位時間、年間 35 時間行うことが定められたもので、これに伴い、文部科学省から全国の公立学校の 5、6 年生に英語ノートが配布されています。

外国語活動は、国語や算数といった教科ではなく、英語を聞く、話すことを取り入れた活動が中心となっています。活動を通じて、日本語と違う英語の音になれる、外国語の言葉や文化についての理解を深め、積極的に相手と意思疎通しようとする態度を育てることを目的としています。小学校で英語を書けるようになったり、話せるようになったりする活動ではありません。

この活動についての本町の取り組みですが、授業は学級担任が中心となって行っており、香川県から派遣されている社会人特別非常勤講師と小豆島町が採用している外国語指導助手 A L T、今はイルマセデノが A L T になっておりますけども、この 2 名がサポートとして授業に加わっています。

なお、中学校ではこの活動を引き継いで、コミュニケーション能力と英語運用能力を育成するために、本年度から、平成 24 年度から週 4 時間の授業時間が確保されています。

2 点目の J－SHINE 認定制度についてのご質問ですが、J－SHINE と

は小学校英語指導者認定協議会の略称で、平成 15 年 2 月に申請、設立された N P O 法人であると認識しています。

設立の目的は、小学校英語活動の拡大、充実を図るための指導者に統一資格を付与すること、資格を付与した小学校英語指導者の活動を支援する環境をつくることとしています。

先ほど、本町の外国語活動の指導体制について説明しましたとおり、社会人特別非常勤講師と外国語指導助手が学級担任をサポートしていることなどがあり、学校側から指導体制の課題や問題点は現時点では報告されておられません。

また、外国語活動が始まって 2 年目であり、小学校での小学校英語指導者認定協議会認定指導者の活動実績の情報もありませんので、各小学校から同指導者の配置要望があれば、他市町での状況を見て検討したいと考えていますので、今のところこういう状態ですのでご理解願いたいと思います。以上です。

○議長（秋長正幸君） 安井議員。

○8 番（安井信之君） 本年度予算において、今までモデル校として池小で低学年の英語のというふうな部分が削られたというふうに聞いております。そういうふうなところでの英語の、楽しんで英語にかかわっていくというふうな体制をつくっていくほうが将来子供たちの勉学などに大きな期待ができるのではないかなと思っておりますが、その辺はどういうふうに考えての減額になったのかお伺いしたいと思います。

○議長（秋長正幸君） 教育長。

○教育長（後藤 巧君） 今ほどご質問ありましたけども、池田小学校の英語活動のカット、これは 3 年ぐらい前までに文科省の指定を受けておまして、それが

終わったということとあわせて、各小学校では1年から6年生まで外国語活動はやっております。5年生、6年生は必須になっておりますけども、1年生から4年生は先ほど言いましたように、ALT、非常勤講師等を活用しまして、学校独自でそういう外国語活動をやっている状態ですので、もう池田小学校のほうでも同じ、他の小学校と同じようにという考えで減額したと思います。

○議長（秋長正幸君） 安井議員。

○8番（安井信之君） その活動、低学年の英語活動の中で、これまでモデル校でやっていた教育内容と、それぞれがやっている内容は同じなんですか。予算があったということは、それなりの手厚い教育の場が得られとったというわけではないのですか。その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（秋長正幸君） 教育長。

○教育長（後藤 巧君） 予算があつて、池田小学校の先駆的な教育という研修ということで、今までは池田小学校独自で研究会等を開いておりまして、研修会等開いておりまして、郡内の小学校の先生方に研修会、自主参加どうぞという形でしております。そして、その小学校の参加した先生方が各学校へ持ち寄り、参考に取り入れることができるものを取り入れていったという経緯があります。ですから、ある程度時間が経過しておりますので、各学校も独自のやり方が、池田小学校の研修をもとにして確立されたと今は認識しております。

○議長（秋長正幸君） 安井議員。

○8番（安井信之君） 小学英語指導者認定資格という部分が、こういうふうな事業に伴って出てきたような資格だと思います。私が聞くところによりますと、子

供たちに英語を教えたいから、そういうな資格を取ってきた人や、その中で働く場はどんなんでというふうな話を聞きます。先ほどの雇用の問題ではないですが、より人材を確保するというか、登録してもらって、大いにそういうふうな人を活用していくべきものだと思いますが、その辺どうですか、どういうふうな段階ですか。

○議長（秋長正幸君） 教育長。

○教育長（後藤 巧君） 今、安井議員さんの質問ですけども、登録制度というのは確かに必要だと思います。これから、教育委員会といたしましても、このJ-SHINEの認定の資格等を持っているものについては登録してもらいまして、人に応じてそういう雇用があれば検討していきたいと考えております。

○議長（秋長正幸君） 安井議員。

○8番（安井信之君） 今、教育長ばかりに聞いておりますが、町長として島の学力を上げるということが必須課題であるというふうなことを事あるごとに聞きます。その中で小学校の低学年、あるいは下の幼稚園などでもそういう人は活用できる部分があると思いますが、そういうふうな教育体制などを考えていく考えはあるのか。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 教育内容の話なので、町長がコメントすることは必ずしも適切ではないと思います。よりよい方向にすべく、関係者で話し合っただけで決を出してほしいと思います。

○議長（秋長正幸君） 安井議員。

○8番（安井信之君） 将来的に、地域の学力を上げるというふうなことで、前向きに検討していただきたいと思います。あとはもうええですから、これで終わりにしたいと思います。

---

○議長（秋長正幸君） 4番柴田初子議員。

○4番（柴田初子君） 私のほうからも、今回2点を質問させていただきたいと思います。

初めに、高齢者肺炎球菌ワクチンの公費助成についてです。

かつて、死因別死亡率の第1位が肺炎でした。戦後に抗生物質の開発が進んで、死亡率は急速に下がりましたが、現在また増加傾向にあります。全国的には、がん、心疾患、脳血管疾患の3大死亡原因に次いで肺炎の死亡率は第4位です。特に、高齢者の肺炎が増えております。肺炎で亡くなる人の95%ぐらいは、65歳の高齢者と言われております。ほかの病気で体力が落ちているときや免疫力が弱っている高齢者は、特に注意が必要であると思います。高齢者は肺炎を起こしやすく、起こすと重症化しやすいため、死因の上位を占めています。この半数近くは肺炎球菌が原因であると言われております。肺炎球菌は、80種以上の形があり、そのうちの感染する機会が多い23種に対して、ワクチン効果が見られます。この23種で肺炎球菌感染症全体の80%を抑えることができると言われております。このワクチン1回の接種で、効果は約5年間は持続するので、肺炎になっても重症化を防ぐことができる。しかし、ワクチン接種への保険適用はなく、全額自己負担の任意診療のために、費用がいろいろですけれども、6千円から9千円程度かかっております。最初に、平成13年に北海道の瀬棚町というところが、65歳以上の高齢者を対象に国内



で最初に公費助成を行いまして、医療費削減につながったという実績をもとに、全国的に肺炎球菌ワクチン接種への公費助成を導入する市町村が確実に増えております。

香川県内では、対象年齢、公費助成金額は異なりますが、6市5町が公費助成をしております。年齢は大体75歳以上が多くて、助成金額は3千円というところが多いように思います。小豆島町の高齢者の肺炎の重症化を防ぎ、医療費削減にもつながる肺炎球菌ワクチン接種の公費助成についてのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 柴田議員のご質問にお答えします。

先日、厚生労働省が発表した2011年の人口動態統計で、日本人の死因は1位のがん、2位が心疾患、3位、肺炎となっております。肺炎が死因の3位となるのは1951年以來のことで、高齢者の増加がその最大の理由であると言われております。

高齢化率が約36%の小豆島町でも、肺炎は死因の第3位となっております。肺炎の原因としては、肺炎球菌によるものが約半数、その他の最近によるもの、あるいは誤嚥性肺炎などがあります。高齢者用肺炎球菌ワクチンの予防接種は、肺炎球菌による肺炎の約8割に有効と言われております。しかしながら、その抗体は接種後、4年間くらいは余り低下しませんが、5年後にはピーク時の80%まで抗体が落ち、以後、徐々に低下いたします。

このワクチンは、現在予防接種法によって接種を定めておらず、希望者の判断で接種を受ける任意接種のワクチンです。法律に基づくワクチンとなること、ワクチン認定が待たれるところですが、国のワクチン評価に関する小委員会では、

初回接種から五年の以上を経過した場合の再接種の効果や安全性、接種対象年齢等について、引き続き検討が行われております。

小豆島町の対応ですけれども、国が示す方針、多分前向きに進んでいるだろうと思いますので、そうした方向性を踏まえた上で検討していきたいと思います。

○議長（秋長正幸君） 柴田議員。

○4番（柴田初子君） ぜひ、前向きにお願いしたいと思います。

1つは、これ宇多津町の例なんですけれども、宇多津町では75歳からの人が対象者になっておりまして、平成23年度に対象になる人が1,500人ぐらいいるらしいんですが、この人に助成金として3千円、プラス4,500円で接種をしている、予防接種を受けていると言われております。この1,500人のうちの受診した人は385名ということです。25%強なんですけれども、この接種費用を後期高齢者医療広域連合からの補助で行ったと聞いております。24年度は385人分の約120万円ですが、その分を今回は町の予算で行うということになっているそうです。もし、小豆島町でも75歳以上の方にとすると、対象者というのは何人くらいおいでるんでしょうか。お聞きします。

○議長（秋長正幸君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（大下 淳君） お尋ねの町の高齢者、対象者数ということですが、他町の例に倣いまして、75歳以上の方を対象としますと、小豆島町で約3,700人くらい、また接種率ですが、宇多津町は20数%の高い数字がございましたが、これは前任に通知を出してということございまして、その他の市町といいますと、綾川町では4%、多度津町では8%、効果的にはちょっと薄い面が見えてくるのかなと思っております。

小豆島町で 3,700 人の方を対象として、その接種率を考えた場合に、これまで予防接種とかがん検診等々ございます。それらを勘案しまして、受診率を 15%と見た場合に、助成額は他町に倣いまして 1 人 3 千円にしても 160 万円前後ぐらいかなと考えております。以上です。

○議長（秋長正幸君） 柴田議員。

○4 番（柴田初子君） この予算とかというのは出して、前向きに進めていくということなので、ぜひそういうふうに、これは高齢者はやっぱり重症化すると、病院の費用とかそういうなんも大変係りますし、宇多津町の場合は本当に個々に案内をされてるといふふうに言われました。いろんな検診とかありますけれども、やっぱりがんの問題もそうなんですけれども、個々に予防接種の受診率を上げるには公でぱっと言うだけではなくって、対象者に細かくお知らせをするということは、せっかくするんであれば個々にすることが大事じゃないかなと思いますけれども、まだこれから始まりまして前向きですので、そういうようなことも考えてのことをお願いしたいと思います。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） ご質問の趣旨に沿って、国の状況とか他市町村の例もよく勉強して答えを出すように努力します。

○議長（秋長正幸君） 柴田議員。

○4 番（柴田初子君） 今のワクチン接種については質問を終わらせていただきまして、次の質問ですけれども、一時帰宅者のごみ処理対策について、全体的なごみ対策についての質問をさせていただきます。

これは、一つに島外から休日等に帰宅された場合に発生するごみ処理に困っているというご相談を受けております。これは、大体土日とかに帰ってくる人が多いので、ごみの収集日、平日が収集日になっておりますので、この日にはごみが出せない。どういうふうにして自宅から出るごみを処理すればいいのかっていうことを質問されましたので、ここでお聞きしたいと思います。

車で帰ってくる人がいるんで、そういう人は車のトランクで持ち帰るっていう、そういう良心的にしている人もおりますが、歩いて帰ってくる人はどうしたものかと思っておりますので、対策をお願いします。

それと、もう一つはそのごみ問題も兼ねて、来年は瀬戸内芸術祭も開催されることになりますので、空き缶等、ごみ捨て、ポイ捨て、そういうことも含めてごみの対策がどういうふうなことになっているのか、大きな課題であると思っておりますので、ごみ対策についてのお考えをお聞きしたいと思っております。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 一時帰宅者のごみの問題ですけれども、現在の収集体制においては収集日以外に収集するという事は難しいと思っております。何から何まで行政がサービスするという事には限界があると思っておりますので、本当に申しわけないんですが、ご近所とか知り合いとか、地域内で何とか知恵を出していただきたいと思っております。詳しくは担当課長から説明させます。

芸術祭のごみ処理ですけれども、これも確かにご指摘のように、物すごい数の来場者が見込まれますので、ごみも当然増えるわけですので、思わずごみ箱にごみをちゃんと入れたくなるような工夫を凝らしたごみ箱を作品の展示場所の周辺とかに設置するなどの工夫をしたいと思っておりますが、最後は個人のマナーに関するものだと思います。どうしたらいいかという名案は今のところありませんけれども、これ

もやっぱり地域の皆さんとか、いろんな方と協力をして、不法投棄のごみが出ないようにするしかないと思っております。

詳細は担当課長からご答弁申し上げます。

○議長（秋長正幸君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（樋元一郎君） 柴田議員さんのご質問についてお答えします。

小豆島町における家庭ごみの収集方法等につきましては、ステーション方式、指定袋制でございます。つまり、決められたごみ収集所に指定された袋に入れて、出されたごみの回収及び処理を町により行っております。収集回数につきましては、可燃ごみにつきましては週に2回、不燃ごみにつきましては月に2回の収集を行っております。収集日以外に出されますと、カラスや犬などの動物により、ごみ袋が破られてごみが散乱したり、においや衛生上の問題がありますことから、どこのごみの集積所につきましても、収集日当日の朝、出させていただきます。

ですから、町長の答弁の繰り返しにもなりますが、一時帰宅者の方の帰られる日に合わせて個別に収集するということは、収集体制及び事業費用の観点から困難であり、土、日曜日、祝日の収集につきましても、受け入れるべき小豆島クリーンセンターが平日のみしか運転していないという、稼働スケジュールの関係から、対応は難しいと考えますので、ご理解を賜りたいと思います。

瀬戸内国際芸術祭についてのご質問ですけれども、先日ある地区で行った瀬戸内国際芸術祭の説明会では、きれいな場所にはごみを捨てにくいので、地域が頑張っ  
て美化活動に努めることが重要であるとのご意見を出されていると聞いております。瀬戸内国際芸術祭にお越しいただく方々をお迎えするおもてなしの一環として、またごみの不法投棄の抑止策として、ぜひ住民の皆さんには地域の美化活動にご協力いただきたいと思いますと考えております。瀬戸内国際芸術祭の運営の詳細につきましては、

今後調整を進めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（秋長正幸君） 柴田議員。

○4番（柴田初子君） 小豆島の条例で、小豆島町みんなで町をきれいにする条例というのが13条にわたってあります。みんなで町をきれいにするということなので、本当に一人一人のマナーなんですけれども、高松港の近くにイラスト入りで、町長がおっしゃったようなんですけれども、わかりやすいようなのがかかっているのがありました。本当にかわいいイラストを入れたりとか、そういうなんをしてペットボトルとか空き缶等、ごみは持ち帰りくださいとか、そういうふうを書いて、みんなにわかりやすく目立つようにかわいい感じののがありました。そういうのをまた立てていただくようなことはできないのかということと、もう一つ、本当に住民みんなで協力しないと、小豆島の美化っていう、これから外国の人とかいろんな人を迎えるに当たって、すごく大事だと思いますので、ちょっと一つ思ったんですけれども、意識の高揚をもとに標語を募集するとか、そういうなこと、小学生とか中学生とか子供さんなんかも含めて、標語づくりをすることによってマナーの向上ができるんじゃないかと思っています。そういう意味の標語をつくるとか、そういうことは考えてはないんでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（秋長正幸君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（樋元一郎君） 来場者への周知につきましては、パンフレットであるとかチラシ、ポスター等の掲示物による周知、立て看板等が考えられると思います。また、出し方が余りに悪ければ、指導員とかを配置することも考えられますけれども、それらにつきましては、今後皆さんのご意見をいただきまして、詳細につきましては今後詰めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたし

ます。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） ユニークなきれいなごみ箱の設置とか、小学生に標語の募集というのは大変参考になる提案ですので、そのような方向で検討します。

○議長（秋長正幸君） 柴田議員。

○4番（柴田初子君） 前向きによろしく申し上げます。本当に子供たちの、特に小学生とかいうのはぜひしていただきたいと思うんですが、前の震災のときなんかもそうでしたけれども、やっぱり子供は素直で小さいときはきちっとしてるんですけども、だんだんだんだん大きくなると、本当にマナーが勝手なていうか、だんだん増えてきますので、子供たちが進んでしているところを大人も引っ張ってもら、もらういうたらおかしい、本当は反対なんですけれども、そういう形で本来に来年の瀬戸内芸術祭を大成功に、やっぱり来てよかったなって言われるようにしていきたいと思っておりますので、ごみの問題とかも積極的にやっていただきたいと思えます。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（秋長正幸君） 暫時休憩いたします。ちょうど中途半端な時間でござい  
ますので、午後1時から開会いたします。

休憩 午前11時44分

再開 午後1時00分

○議長（秋長正幸君） 午前につき、再開いたします。

---

○議長（秋長正幸君） 11 番村上久美議員。

○11番（村上久美君） 私は、2点について町長に伺います。

まず、第1点は介護保険事業等についてです。

2012年4月の介護保険法改正、介護報酬の改定の実施から5カ月余りが経過しました。それに伴って、本町においても第5期介護保険事業計画・老人福祉計画、2012年度から14年度が示されました。今回の一連の制度の見直しは、生活援助の時間短縮を初めとする新たな利用制限や基幹的サービスの基本報酬の大幅な引き下げ、たん吸引など介護職員による医療行為容認など、利用者にとっても事業所とそこで働く職員にとっても大変な影響をもたらすものです。

昨年6月に改正された介護保険法は、さまざまな制度矛盾を放置したまま、地域包括ケアの実現と持続可能な制度の実現を掲げ、給付の効率化、重点化を太く打ち出しました。政府は、地域包括ケアの定義とは裏腹に、実際は高齢者、国民の最後は住みなれた自宅での願いを逆手にとり、利用者、患者の在宅への押し流しを徹底することによって、公的給付をできるだけ削り込む安上がりな体制を目指しています。

このような中、現場では要介護認定を受けている高齢者の方は、時間短縮になって風呂の掃除は週1回減らしたとか、調理の下ごしらえはなるべく自分でして、味つけなどはヘルパーと相談しながら調理したが、右肩の痛みが悪化したとか、時間が足りず、副食を3品から2品に減らしたなど、生活援助の時間短縮は利用者、家族の生活に重大な影響をもたらしています。特に、ホームヘルパーの専門職でない支援者が生活援助を行っている場合、利用者の体調変化などに気づかない、あるいは見逃してしまうおそれがあれば、死につながる重大な問題となります。自助や互助を強調し、きずなや助け合いを美化して、公助の責任を曖昧にしていることで



は、利用者、家族は安心して暮らしていけないし、何より命を守るという行政の責任を全うできないのではありませんか。

今年の法改正によって、たん吸引、経管栄養が介護職の業務として法律上容認されました。しかし、具体的取り組みは都道府県に全て丸投げされており、研修会の開催を初め、全体として対応が不十分のまま推移していることのようにですが、どうなっているのでしょうか。

以前、このことについて町長は、専門性、安全性が担保されれば、介護職員の医療行為は行ってよいと答弁しました。しかし、そもそも医療行為は専門的訓練を受けた医療職が行うべきもので、介護職は生活支援のプロフェッショナルであって、医療、看護とは専門性が違うのではありませんか。

全国さまざまな現場では、職員の体制が厳しく、研修の受講自体がそもそも困難であり、果たしてこのまま医療行為を解禁することがよいのか疑問だとか、医師、看護師こそ増やすべきだし、これまでのように連携や協力体制がしっかりとられた中で考えられるべきなどの意見があります。以上、このような制度の見直し、法改正、現場でのさまざまな矛盾や疑問がある中で、今回の改正、報酬改定は利用者、事業者にも困難とか矛盾をもたらしていると考えます。この制度の緊急改善が必要ではないかと考えます。町長に対して、国への次の5項目について、ぜひ要請行動をとっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

1つは、生活援助の見直し撤回と拡充、2つ目、低所得者の費用負担軽減と支給限度額の引き上げ、3、介護療養病床廃止方針の撤回と施設の緊急整備、4、3年後の改定を待たない介護報酬の緊急改定、基本報酬の底上げを含めての利用料に反映させない仕組みづくり、5つ目が実効ある処遇改善策の実施、これら5点について、ぜひ国に対して求めていただきたいと思います。

さらに、町独自の介護保険料の引き下げ、低所得者への減免、減額措置をすべ

きだというふうに考えます。この点についても、町長の考え方を伺いたいと思います。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 村上議員から、介護保険事業についてのご質問がありました。

私からは、介護保険制度全体についての基本的な私の考え方を申し上げまして、個別の事項は担当課長から答弁させていただきます。

まず、介護保険の意義をどう考えるかですけれども、介護保険導入前の高齢者福祉の状況から考えてみまして、介護保険制度の導入は日本全体にとっても、小豆島町にとっても意義のあるものであったと思います。したがって、今後とも高齢者介護の基盤的な部分は介護保険が担うべきであろうと思っています。

一方で、介護保険制度には限界があると思っています。最大の限界は、財源の確保だと思います。ご承知かと思いますが、現在介護保険に要する費用の財源は公費が50%、保険料が50%になっています。公費の50%のうち、半分は国が負担し、4分の1を県が負担し、小豆島町が残りの4分の1を負担しております。それから、保険料も65歳以上の高齢者が18%、残りの32%を40歳以降若い世代が負担している、こういう制度になってると思いますが、私はこの制度はやはり将来成り立っていくことは難しいと思っています。ご案内のように、国は今財源不足で苦しんでおりまして、介護保険の公費部分の2分の1を国が持っていますけれども、このままで10年後、20年後、考えた場合、国が2分の1の財源を持ち続けるというようなことは、とてもとても不可能なことだと、厚生省に勤めた経緯からしても思っております。また、保険料もご案内のように、高齢者の保険料は増嵩する一方でありまして、小豆島町は幸いなことに四千円台でとどまっていますけれども、行く行くは、あ

ってはいけないことですが、1万円になるとか、算術的に計算する限りではそうなることが目に見えておりまして、介護保険はこのままでは将来財源の面から行き詰まると思っております。

それから、2番目にこの介護保険制度は地域の特性を生かすということで、市町村が運営主体ということで創設されておりますけれども、実際は事細かに、例えばホームヘルプの条件とか、サービス時間とか、もう全ての介護サービスについて国から細かい部分までガイドラインを決めておりまして、にっちもさっちもいかない。地域の実情に応じて弾力的に対応することができない仕組みになっています。これはなぜかという、国が公費の半分を見ているからでありまして、特定の市町村にだけ緩やかな対応をすることができないという、国が負担する以上、国のルールを市町村では守ってほしいという制度の抱える根本的な問題がありますが、私は町長になりまして、国にいた立場と違って、国が事細かにサービスの条件とか支給時間とかを決めるのは明らかにおかしいと思います。東京にいる高齢者と、小豆島のような過疎地における高齢者の状況は全く違うわけですから、それぞれの地域に応じたサービスが現行の介護保険ではできないという限界を持ってると思っております。

3番目に、介護保険は大変すぐれた制度でありますけれども、一方で事細かに地域の高齢者の介護サービスのマニュアルのようにあり方を決めておりますので、結果的に地域で高齢者を支えるという地域のきずなのようなものを弱くする可能性があると思っております。例えば、身近な例を言うと、私の隣にあるおばあさんがいましたけれども、普通ならば隣近所が助け合って、まずおばあちゃんどうかというのが先であるべきにもかかわらず、やえもすればケアマネさんに話をして、介護保険のサービスはどうかと、これは私自身の考えとして、地域の力を損なうおそれが極めて強いと思っております、議員も言われましたけど、自助、共助、公助を

どのように考えるかということは、介護保険制度のあり方のみならず、小豆島の地域社会をどうするかにおいて極めて重要な話だと思っています。地域で暮らすということは、高齢者の介護だけじゃなくて、災害にしろ、教育にしろ、子育てにしろ、地域のつながりの中で人々は生きてるのであって、高齢者介護だけを介護保険という社会システムに取り出すということは、地域社会を弱くするおそれがあると思っています。

結論からいいますと、介護保険制度は基盤としての重要性はまことに重要でありますけれども、一方で、介護保険の持つ限界というのをちゃんと見据える必要があるということです。とりわけ、今現在の介護保険の問題よりも、10年後、20年後、30年後の地域社会とか高齢者介護を小豆島町としてどうするかという観点から、物事は判断すべきものと思います。

質問にありました今回の厚労省の介護保険改正ですけれども、いろいろ問題はあるんだと思いますが、置かれている状況の中で、国としては精いっぱい頑張った改正であると思います。しかしながら、途中申し上げましたように、10年後、20年後先を考えた場合、展望を持って厚生労働省がこの介護保険に対応してるかという、決してそういうことはないと思います。しかし、介護保険制度がなくなるようなことはないと思いますけれども、国の公費 50%負担だとか、いろんな面で介護保険制度は限界に直面するだろうと思います。この限界に直面したときに、あたふたと市町村が対応するのではなくて、今から将来の全体の流れを見据えて、中・長期的に対応していくことが必要だろうと思います。

今、一番大切なことは、介護予防をちゃんとするとか、健康づくりをして、なるべく要介護にならないようにする、医療が必要にならないようにする、これは自分自身の幸せのためでもありますけれども、介護の費用とか医療の費用は結果として若者が負担するわけでありまして。とりわけ、小豆島町の場合は、現在でも高齢化

率が36%ですが、いずれ10年後、20年後に50%を迎える、そういう地域社会になるわけでありまして。そういう50%が高齢者の社会で、今のままの状況で介護保険が成り立つのかと。先ほど言いましたように、国の財源負担は今でこそ公費の半分を見てもらっておりますが、ほかの制度で例にあるように、地域に密着したものは国の負担率を下げるといふ大きな流れの中にあります。もろもろのことを考えると、やはり最悪の事態を想定して、小豆島町ならではの介護制度を構築していくことが必要だと考えております。繰り返しになりますが、今私たちが重点的に取り組むべきことは介護予防とか健康づくりをして、みんな健やかに長寿を全うするという、そういう社会、それから高齢者が社会で活躍できる、そういう仕組みをどうつくるかということであろうかと思っております。

そういうことを現行の介護保険制度の枠内でできないかと考えて、何度もこの議会でもご紹介してありますが、地域活性化総合特区に一応小豆島町は認定していただいておりますので、例えば現行制度の枠内で介護予防に重点的に介護保険の財源を充当するようなことができないかとか、より中・長期的に抜本的な対応については国に求めていきたいと思っておりますが、ご指摘にあったような事項について、私自身が国に対して要請することは考えておりません。私は、将来の小豆島の介護保険制度のあり方を見て、現行制度の枠内でできることをし、足りないものについては特区制度の適用とか、より中・長期的な観点で小豆島の高齢者福祉づくりに努めたいと考えておるところでございます。

各論は課長から答弁します。

○議長（秋長正幸君） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（濱田 茂君） 私のほうからは、報酬改定、生活援助の時間短縮、たんの吸引等についてご説明させていただきます。

初めに、平成 24 年度の報酬改定についてでございますが、国の資料によりますと、高齢者が要介護状態となっても、できる限り住みなれた地域で尊厳を持って、在宅を基本とした生活を継続するための基盤の強化、医療と介護の役割分担、連携強化、認知症にふさわしいサービスの提供などの視点から、介護職員の処遇改善の確保、物価の下落傾向、介護事業者の経営状況等を踏まえ、全体で 1.2%の増額改定がなされたところでございます。このため、基幹的サービスの基本報酬の大幅な引き下げという内容とはなっておりません。

その中で、訪問介護における生活援助の時間区分の見直しも行われ、従来 30 分以上 60 分未満と 60 分以上の 2 つの区分が、20 分以上 45 分未満と、45 分以上の 2 つの区分に見直されました。この時間区分の見直しは、限られた人材を効果的に活用し、適切なアセスメントとケアマネジメントに基づき、ニーズに応じたサービスを効率的に提供するという観点から実施されたものでございます。これにより、必要なサービス量の上限が設定されるものではありませんし、これまで提供されてきたサービスを新たな時間区分に適合させることを強いるものではありません。

現在の生活援助の利用につきまして、町内のケアマネジャーから利用者の状況について聞きましても、時間が足りず、副食を 3 品から 2 品に減らしたなど、時間区分の見直しにより影響が生じたという事例は聞いておりません。

小豆島町におきましても、昨年度の推進会議で、訪問介護が不足しているという声がありましたが、そのため、今年度から軽度な家事支援サービスを介護保険とは別に実施しているところです。

ご質問に、ホームヘルパーの専門職でない支援者が生活援助を行っている場合、死につながるような重大な事故が生じるおそれがあるとお指摘されておりますが、掃除や洗濯、買い物など家事支援が事故につながることは考えられず、むしろ見守りが図られ、安心につながるものと考えております。

次に、介護職員等による喀たん吸引でございますが、これまでも例外的に本人の書面同意、医師の指導など一定の条件のもと、容認されてきたところでございますが、ことしの4月から喀たん吸引及び経管栄養の実施のために必要な知識、技能を習得した介護職員等が一定の基準を満たす事業所において、喀たん吸引及び経管栄養を実施できることとなりました。

これらの知識、技能の習得のための研修は、国の喀たん吸引等研修実施要綱において定められておりました。香川県では香川県看護協会に委託して実施されております。今年度の第2回目の研修が9月18日から年末にかけ、50時間の講義による基本研修と実地研修が実施されると聞いております。研修へ町内事業所の参加状況につきましては、1事業所から2名が参加しております。

なお、現在、小豆郡内では3つの特別養護老人ホームが、介護職員等が喀たん吸引等の行為を実施するとして県に届けを提出しております。以上です。

○議長（秋長正幸君） 村上議員。

○11番（村上久美君） 最後の質問答えてないです。町独自の問題です。

○議長（秋長正幸君） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（濱田 茂君） 第5期の介護保険料につきましては、現在の給付状況や認定者の推移、施設整備の計画から、平成24年度から平成26年度に見込まれる介護保険のサービス量を推計し、これに必要な保険料を算出したものが月額基準4,560円となっております。これは、香川県の平均5,200円と平均して、低いものとなっております。保険料の設定に当たりましては、保険料の上昇の緩和のため、可能な限り介護給付費準備基金を取り崩すとともに、県の財政安定化基金の取り崩しによる交付金を活用するほか、低所得者の負担軽減のため、さらに細分化

し、9段階の設定としたところでございます。

介護保険制度は、介護を国民全体で支え合おうとするものでありまして、負担と給付の関係が明確な社会保険料方式がとられております。費用につきましては、利用者負担を除き、その半分を税で、その半分を40歳以上の国民が負担しております。また、国の社会保障と税の一体改革の成案におきましても、社会保障制度の安定財源確保について掲げられておりますように、国にもその余裕がないのが現状でございます。そのため、介護保険制度が今後も持続可能なものとするためには、増加する給付費を抑える取り組みが必要です。多くの高齢者の元気な期間を延ばし、やむなく介護保険を使おうとなる期間を短くするための介護保険の介護予防の取り組みが必要でありまして、自助や共助を組み合わせた高齢者福祉が必要と考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。以上です。

○議長（秋長正幸君） 村上議員。

○11番（村上久美君） いろいろ説明が長くて、こちらの質問の時間が非常に短くなるということで、大変もっと簡単に的確に答弁、町長の課長もお願いしたいというふうに思います。できない理由を長々と述べてもらうのは、非常に困ります。

いろいろ意義について、町長のほうからもありましたが、私の質問の内容について、やはり今の実態からして、地域のマンパワーを活用するとか、今の介護保険じゃなくて、別の方法で介護をどうやっていくかっていうふうなこともいろいろ老人福祉計画、介護保険の計画の中ではありますが、示されておりますが、実は町が社協に委託してる事業があります。介護サービスをやっておりますけども、その中でやはり老夫婦がいてるわけですが、実際にサービスを行う方が、ボランティアが2人行きます。しかし、1人の老婦人のほうは衰弱し切ってまして、本来は病院に入



院させる必要があるのだというふうに素人では判断したそうですが、配食サービスをとっております。老婦人の場合は、結局食事、弁当が一切自分で食べるけども、本当に時間が非常にかかっていると。まして、御飯は普通の健康な人の御飯ですから、その方は本当に口の中でかみ砕いてやっていると。本来は、ボランティアに行った方が、何かやわらかくして与えるというふうな方法が本当はとればればいいんですが、そういうふうなこともできないと、できない仕組みになっていると、こういうことが実態あるわけで、町長、配食サービスを増やすというふうなことで提案もされて、週2回というふうなことで、いろんところで委託しながらやっているとですけども、実際にはそういう病院も入れない、自宅でそれをサービスを受けながら、ボランティアの方が援助を受けながらやっても、実際はもう老衰してて本当に大変な状況、食べるに食べかねてると。御飯そのものもそういう状態だと、こういう、ただ配食したら、回数を増やせばいいという問題だけには現場、現実には受けてる方にはなっていないと。結局、本当は病院へ入院させるべき状況が必要だというふうにも考えてるわけですけども、行った方もそういうふうに感触を持っていたというふうなことなんです。ですから、やはり介護保険は払ってるけども、介護保険を適用した形で受けられてないという現実、まさに全国でもありますが、保険料の言うたら詐欺やというふうなことを言う状況はあるわけですが、これは。だから、その点をどう、やってるから、そういうふうなことでいろんな小豆島町なりのやり方をやってるって言われてるけども、果たして現場ではそういうふうなミスマッチも多々あるというふうなことを、それをどう心を寄せて、体を寄せてヘルパーさんや支援者がするかというところについては、やはり体制をこれからどうとるか考えていただきたいというふうに思います。そういう点についてどうなのか、感じでもいいですからお答えください。

それから、サービスが受けられない状況というのは確かにあります。今回、2つ

の多機能型の施設ができましたが、その中でも年収、月6万円の方の場合、計算すると、要介護2で行ってる場合は、ざっと2万1千円ほど負担が要ります。介護保険料が第2段階ですから、2,280円、後期高齢者保険料がざっと月4千円ほど、これらをすると、差し引き実質自分の手元に1カ月生活するのは3万円程度なんです。これでは、やはり生活できないんですよ。だから、私は一般質問の中に、この中に入れておるように、町独自の施策だって必要なんだというふうなことを、現実と町長が言われる現場でのギャップがあるんだということをどう認識するかというふうに思うんです。

実は、旧池田町では平成15年4月から、町単独の減免をやりました。こういうふうなことが町単独でやろうと思ったらやれるわけです。先ほどの町長の質問のほかの方の答弁、やはり思い切ったそういう意気込みというか、そういうふうなこともやる必要があるって言われましたが、こういうところにもやはり人間の命を大事にしていくという行政の責任を考えた場合に、この施策だってそれはやれると思います。やはり、その思いをどう行政が施策で具体的に町民に示すかということが求められてると思うんですが、そのことについて伺いたいと思います。

○議長（秋長正幸君） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（濱田 茂君） ちょっと順番が逆になるかもわかりませんが、一番最後にありました保険料の独自減免、これについては両町とも現在もないと思います。

あと、一番最初に出ましたヘルパーさん、独自のヘルプサービスの利用でございしますが、これにつきましては、先ほどの事例に出されましたお二人の方につきましては、食事の調節まではできてないとは思いますが、食事がとれにくい状況にありまして、ヘルパーさんが利用者が食事をとれられているときに、恐らくなかなか

飲み込めなかったんだと思いますが、その異常に気づいて、とんとんと本当はしてはいけないのかもしれませんが、介助をして大きなことに至らなかったというような事実は聞いております。よって、地域での見守りにはこういうサービスは非常に有益なものと考えております。

また、小規模多機能型の利用料が高いというようなご意見でございますが、こちらにつきましても、保険料はその人の所得に応じた保険料、また利用料につきましては、食費と居住費は除きますが、利用料につきましては所得状況に応じまして、高額介護サービスというものが適用されますので、その人の所得に応じた負担になっておると理解しております。以上です。

○議長（秋長正幸君） 村上議員。

○11番（村上久美君） 私が言ったのは、旧町のときです。旧町、池田のときに町独自の減免を平成15年からやってきました。ですから、実際に実績だっただけでなく、低所得者に対する減免制度というのは。ですから、町長もさっき言われたように、やっぱり思い切ったことをやるっていうのは、ここの施策の中でも思い切ったことをやると、その必要性があるんじゃないかというふうなことを私は求めたわけです。やはり、今の6万円、7万円、8万円の年金では、保険料は払ってでも取られっ放し、介護サービスだっただけで今言ったような制度が変わる中で、現実にはなかなか適用されていないというふうなことなんです。ですから、これは町長はもう5つの点については国には求めないというふうなことを言われましたが、私はやはりそういう利用者、あるいは高齢者を本当に、この前は敬老会が済みましたが、そういう方たちの思いに背くというふうな態度、そういう行政だというふうには私は思います。町長は、国に対しては求めないという回答でしたので、もうそれ以上言っても平行線になるということで、次に進みます。

2番目、町営住宅の建てかえ、改修、入居条件の緩和を求めるということで質問します。

甚大な災害をもたらしたさきの台風 49、51 災時で、建設した町営住宅、例えば赤坂、谷尻団地がありますが、この建物のコンクリートが爆裂、テラスの鉄さびなどで大変悪い状況になっています。耐震改修なり、あるいは建てかえを含め、対策を講じる必要があると思いますが、いかがでしょうか。

また、草壁団地は特に3階からの上層は高齢者、障害者の方にとっては負担が大きいのと思います。バリアフリー設備がないため、住める状況においては困難ではありませんか。

入居条件においても、一人世帯は入居できない、例えば同じ小豆島町に住んでも、住所、地域が変わることで公設の町営住宅に申し込んだけども、1人であるために入居できないというふうな実態もありました。いろんな内容を、条件を緩和してほしいというふうに思いますが、いかがでしょうか。災害に強いまちづくりの重要性からも、その建設、改修等を着手する考えはあるでしょうか、伺います。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 町営住宅の建てかえなどについてのご質問でしたが、まず赤坂団地については、まだ耐用年数の範囲内にあり、利用ニーズもありますので、改修が必要なものについては今後そういうものに取り組んでまいりたいと思っております。

谷尻団地については、損傷も著しく、現時点で大規模な改修や建てかえのニーズがあるとは考えておりません。

町営住宅全体につきまして、今年度建設課におきまして、長寿命化計画策定業務の予算が計上されておりますので、その中で町営住宅の今後のあり方を検討する

ことにしているところでございます。

質問の通告にありました4階のバリアフリー化、特にエレベーターということですが、機器の設置スペースとか、設置費用の問題があることから、現時点では難しいと考えておりました。建てかえが必要となった段階で検討したいと思っております。

公営住宅の入居条件、高齢者、障害者あるいは生活保護を受けてる人が優先になっておりますけれども、今後若い人の移住促進とかニュータウン促進とか、いろんな面でニーズが出てくることも考えられますので、今後検討してまいりたいと思っております。

詳細は担当課長から説明します。

○議長（秋長正幸君） 建設課長。

○建設課長（尾田秀範君） 私のほうから、町長の説明があった部分の長寿命化策定計画についてだけ簡単にご説明、追加説明させていただきます。

長寿命化策定業務につきましては、建設課で管理いたしております13団地、そのうちの12団地がほとんど昭和50年から53年度の間に全て建設されております。ということは、劣化は同じように進んでいく、その気候状況、その状況によっても多少なりの差はあるんですけど、建てかえらなったら、1、2の3で一遍に建てかえる必要が出てくると。そういったことを改善して、長寿命化を図りながら投資額の平準化を図って、修理費なんかの縮減を図っていくことを定める中でやっております。その中で、居住性、福祉対策、安全性を長寿命化を図る修繕、改善、建設、取りかえ、用途廃止、取り壊し等も含めまして、検討していこうと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（秋長正幸君） 村上議員。

○11番（村上久美君） 谷尻については、まだ損傷範囲内に入っていないということなんですか、考えていないというふうな町長の答弁ありました。

バリアフリー化についても、建てかえが必要になってから考えたい、これ何年先の話なんですか。

○議長（秋長正幸君） 建設課長。

○建設課長（尾田秀範君） 先ほどの谷尻住宅につきましては、耐震診断も行われております。その中で、耐震補強の必要がないという団地になっております。傷み等は今後修繕の中で検討してまいろうと考えております。

また、エレベーターについてはどうなのかということなんですけれど、草壁団地につきましては、4階に住んでおられる方で一番高齢の方は61歳の方で、男性の方のみでございます。それ以外の方は、全て39歳とか40歳代、20歳代という形で、若い方が4階に現在住んでおられます。草壁団地で一番高齢の方は女性で3階に72歳という方が住んでおられますが、その方については今後もし歩けないとかの不便が出た場合、部屋の交代等、空き部屋等が出た場合、そういった対応で検討させてもらいたいと考えております。

---

○議長（秋長正幸君） 12番鍋谷真由美議員。

○12番（鍋谷真由美君） 私は2点について質問させていただきます。

1つは、まず病院の統合計画についてです。

この7月に日本共産党内海支部が内海全域で行った町民アンケートでは、小豆島の医療についての質問も行いました。まず、新病院建設計画を知っていますかと

いう問いに、いいえと答えた人が約 17%もありました。また、住民への説明が十分にされたと思いますかという問いに、はいと答えた人は6%弱で、9割近い、90%近くの人が説明は十分にされていない、いいえと答えております。町長は、町民への説明は十分にしたと言われていましたが、多くの町民はそうは思っていないという結果です。

そして、新病院建設についてどう思いますかという質問に、賛成と答えた人は14%、どちらとも言えないと答えた人は18%、反対と答えた人が63%ありました。賛成とか反対の理由についても記入欄を設けておまして、さまざまな意見などが記入をされておりました。反対の方が記入されていた理由、意見を幾つか読み上げて紹介をさせていただきます。

緊急時に遠くなるため、子供が小さいので病院が遠くなると困るとか、病院の中身の確保、担保ないまま建物だけ進めるなんてあり得ない、ひとり暮らしの方は池田まで行くとなると、病院行きの無料バスでも出してくれるのですか、病院が遠くなり、いいことなし、内海病院を建てかえて、まだ使えるのに新病院を建てても医師の確保も怪しい、今より町民にとってよくなるとは思えないなどなどの声が記入されております。

また、これとは別に、小豆の医療に対する意見や要望を記入してもらいましたところ、これも多くの声が記入がありました。この中からも幾つか紹介をさせていただきます。

合併したからすばらしい医師が集まるとは思えない、大学病院から送ってくると今は言っているが、本当にそんなことあるはずがない、現在大学病院でさえ医師不足なのに、田舎へ来るはずがない、もし本当に来るなら、今現在の内海、土庄の病院に来るはずではないでしょうか、研修医が給料低いので当直しに来る、実際はそんなところではないですか、内海病院は新しいのにそのまま使用すべきだと思

う、建物が立派でも内容がよくなければ意味なし、町民の意見も聞かず、補助金が出るからというのでは病院がよくなるはずがない、大きな内海病院があるのに、もう病院は要りません、それよりえらい医者を呼んでください、島外の医療機関を利用している方がどれぐらいいるのか、ちょっとした病気でも島外へ行っている人がいるように思うなどなど、たくさん記入がありました。また、この内容についてはお伝えしたいと思います。

こういう結果に示されてますように、町民への十分な説明もなく、反対する方はたくさんいらっしゃるのに、それを押し切って進めていくのではなく、もっと住民の声に応えるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。今紹介したような町民の声、特に交通が不便になるとか、今の病院があるのに無駄だとか、建物ができても医師の確保ができるのかなどという疑問の声に、具体的に答えていただきたいと思います。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 鍋谷議員から、病院統合についてのご質問がございました。

この問題については、何度も何度も誠実にお答えをしてるつもりでございます。私自身、2年前にこの小豆島に帰ってまいりました。それは、この小豆島をどうしたら元気にできるか、安心・安全の島にできるかという、この一点に尽きるわけがあります。そのためにやるべきことは、もう山のように仕事があって、地場産業を元気にするだとか、観光を振興するとか、子供たちをもっと元気にちゃんと勉強してスポーツやいろんなことに頑張れるようにするとか、山のようにしなければいけないことがあって、毎日一生懸命やってるつもりですが、私が町長に就任してから、最初から一貫して言い続けていることは、今の2つの病院があったら、2つの病院



の医療は崩壊しますよという話です。これは、私が言っているだけじゃなくて、少なくとも香川県の医療関係者の全員、少なくとも責任ある立場に立っている全員がおっしゃってることです。それは、香川大学の長尾学長、香川大学の病院長、香川県の医師会長、看護師会長、県の医療政策監、当然香川現知事さん、もう香川県全体の医療のあり方を考えてる全員が、今のままでは病院は成り立っていかなくて、小豆島から公立病院がなくなりますよという指摘を受けています。私自身も、そのように思います。

今、何とか2つの病院で残された医師の人たちが一生懸命頑張ってるので、最低限の医療は確保されていますが、中・長期的に見ると、お医者さんは今の2つの病院の体制では魅力が乏しいので、1人去り、2人去りという状況になっていて、なかなか医師や看護師の有能で責任感にあふれた医師や看護師を今後とも継続的に確保していくことが、今の2つの病院の体制ではできない。これを一つにして、チームプレーで医療ができるように医師や看護師を集約すれば、今のよう頻りに高松に行かなくても、緊急の脳溢血とか脳卒中の緊急の対応ができるようになります。これは、責任ある医療の専門家の方が一致した意見です。それを解決する、その意見に沿って小豆島での医療を確保するために、今新しい病院をつくらうとしているということです。もちろん、今いる先生方にも一生懸命頑張ってもらって、新しい病院でも働きたいという方には当然働いてもらおうということですけれども、この新しい病院をつくることについては、全ての責任ある医療関係者が応援しようと今言ってくれておりますし、私は就任以来、公の場、非公式の場、まさに病院統合の町長さんが歩いてるというつもりぐらいで話をしてるつもりですので、大多数の町民の方、島民の方は、その詳細は当然ご存じないと思います。詳細は、今一生懸命関係者と、本当に一生懸命詰めて日々奔走して、こういう考え方で小豆島の医療をよくしたいということで奔走してるところですから、詳細は私自身だって手探りでや

ってる。しかし、必ずこの私たちの声の実現できると思っています。

この医療をよくする、病院を統合するというのは病院の問題だけに終わるのではなくて、先ほどもご質問いただきましたが、医療、福祉というのは、医療、福祉、地域という全部つながっているわけで、そういう全体の地域医療、地域福祉をどうするかという観点で今再構築をしよう。その突破口が病院ですね。脳溢血になったときに、今は脳血管の直ちに治療ができるお医者さんが小豆島の病院には残念ながら、かつてはありました。今はいません。こういう専門家医を、ではどのようにして先生方が確保する自信があるんでしょうか。私は少なくとも、厚生省の経験も人脈も生かして、走り回っております。何とかしてあげようと、今のところ少なくとも全ての病院の院長先生、責任者からいって奔走しておりますが、この努力を先生方は認めていただけないでしょうか。私は、大多数の町民は理解していただいていると思いますし、今後とも理解を求めていく所存でございます。

詳細は担当課長が答弁します。

○議長（秋長正幸君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松尾俊男君） 病院の統合につきましての町民への十分な説明がないという点につきまして、鍋谷議員からこれまでに同様のご質問がありまして、その都度、今先ほど町長が申しあげましたように、お答えをしまいたと記憶しております。十分ご承知いただいているかと思えます。

再度の説明にはなりますが、住民への周知に関しまして、主なものについて申し上げますと、昨年12月17日に、なぜ今、島に新しい病院が必要なのかという一問一答形式のパンフレットを朝刊各紙に折り込み配布をいたしました。その内容をご確認いただきますと、おわかりのように、ただいま例として挙げられました質問の中でも、紹介された中の幾つかの疑問点に答える内容となっていると思えます。

また、その配布につきましても、新聞を購読されていない方など、ご覧になれなかった方のためにも民生委員、児童委員の協力を得まして、委員のお宅や各公民館などにも配布し、閲覧できるようにいたしました。

それから、ことし6月には、小豆新病院の基本構想につきまして、パブリックコメントを募集し、自治会長へ配付するとともに、住民への周知もお願いしたほか、各公民館へ備えつけをいたしましたし、防災行政無線での呼びかけなど周知に努めました。

そのほか、自治連絡協議会でのご説明や、要請があれば、私を含め、担当のほうで地域に出向いて、説明とあわせて質問にもお答えをしております。以上はこれまでにご説明したとおりでございます。

4月以降、こういった地域へ出かけたり、団体への説明、延べ9回ぐらい行っております。その中で、いろんなご質問にもお答えをして、ご理解を得てまいったような感触を受けております。

それから、今後それじゃあどういった周知の方法を考えているのかということになりますが、今後住民の方への周知につきましては、現在小豆医療組合におきまして、基本計画、基本設計に当たる指針となる基本計画というのを作成中ですが、その内容を初め、基本設計における病院のイメージパース図でありますとか、階層ごとの配置図など、新病院建設の進捗状況とあわせまして、節目ごとに公表していきたいと考えております。

それから、ご質問の例示の中にもありますように、交通の利便性の確保など新病院の開院後の各種課題につきましても、例示がございましたが、小豆島の地域全体の問題として取り組むべき事項であると思いますので、小豆医療組合を中心に、ともに組合を構成する土庄町やその他関係する機関とも協議しながら取り組んでいきたいと考えております。

それから、鍋谷議員におかれましては、2つの公立病院再編の趣旨、目的、進捗状況等、情報を有する立場にあると思います。つきましては、今後の事業の進捗過程におきましても、住民の皆さんへの周知、ご説明等につきまして、ご協力賜りますようお願いを申し上げます。以上です。

○議長（秋長正幸君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） これまでに質問もし、お答えもいただいていた中身だと思うんですけども、先ほども言いましたように、本当に住民の9割近くの方が十分な説明は受けていないということを答えているわけなんです。この新病院建設計画そのものも知らない人もまだ17%もいるという、これはやっぱり全員に聞いたわけではないですけども、そういう傾向をしっかりとあらわしていますし、まだまだ疑問がいっぱいあると。町長も今おっしゃいました、詳細は今詰めているんだと、手探りなんだということで、町民が知りたい、お医者さんはどうしてお医者さんが何人来てくれるのかとか、そういう具体的なことがやっぱりまだ決まっていないというところが、建物を建てることだけがどんどん進んで、中身が決まっていない。

それと、交通の問題も、これすごく、特に内海の方がすごい心配されております。今、部長のほうから地域全体の問題として取り組みたいと言われたんですけども、いつまでにそういうことが明らかになって町民に知らされるのかということをお尋ねしたいんです。先日の教民委員会の説明でも、例えば医師の確保の問題でも、現在内海病院にいる医師さえも残るのかどうかということも明らかではないと、3年半後のことはわからないというふうなことでした。それでは、やっぱり町民の疑問に答えられていないのではないかと思うんですけども、いつ明らかになるのか、医師の問題、足の問題、いつまでにどうなるのかというところをお尋ねしま

す。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） いろいろ回答したいんですが、鍋谷議員がどのような立場で質問されてるのが私よくわからないんです。今ある2つの病院で、医師の確保ができて、小豆島の人たちの医療を守れるとお考えなんですか。この2つの病院を一つにするという方向は間違ってるという立場で質問されてるか、どうかそこを明確にしてください。

○議長（秋長正幸君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 立場というか、私とか町民の思いついていうのは、そしたら一つの大きな新しい病院をつかって、医者が来るのかという一番根本的なところに納得いく答えが得られていないということだと思います。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） ということは、反対だということによろしいでしょうか。

○議長（秋長正幸君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） そうです。町民の疑問に答えられていない、医師の確保についても、足の問題についても、具体的な答弁がないということで、そういう統合はやるべきではないのではないかと思います。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） この問題の最も本質的な部分は、医師や看護師を確保で

きるかどうかということで、小豆島の島民の命と健康、皆さんの一番大事にされてる命や健康を守るという観点で、一番大事なことは医師や看護師や医療スタッフ、それも水準の高い医師や看護師を確保できるかということが最大のポイントです。私は、何度も申し上げておりますように、私のみならず、医師や看護師を提供する責任ある立場の香川県の医師会長、香川県の看護師会長、その他香川県の責任ある医療関係者の全員が今の2つのままでは医師や看護師の確保が、提供ができないので、一つにしてくれれば何とかすると言っている、私はそういう専門家の声に応えて、新しい病院をつくるのが町長としての島民に対する命や健康を守る責任だと思いますが、これについてどのようにお考えかお答えください。

○議長（秋長正幸君） これはもう平行線の議論であるように私は思いますが、鍋谷議員、あれば。

○12番（鍋谷真由美君） 私が伺いたいのは、医師の確保、足の確保、具体的中身は一体いつ出てくるのかということをお尋ねしたいと思います。今、町長言われた県の医師会長に医師を確保する権限なり、力なりあるんでしょうか、それを疑問に思います。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 医師会長のみならず、香川大学の学長や病院長、全ての責任ある医療関係者と申し上げたつもりです。医師会長は、その中の重要な一人だということです。

それから、医師確保についても何度も何度もご説明しておりますが、今の2つの病院、それもまことに申しわけないんですが、特色が乏しくて、若い医師たちにとってスキルアップすることが難しい医療環境の病院には、これからの医師や高い

目標にある看護師は集まりません。そのことを医師や看護師を提供する責任ある立場の専門家の方々が言っている話なんです。現に、今院長先生たちが奔走して、香川大学との信頼関係が少しずつ形成されてるんで、いつときの最悪の状態は脱しましたけども、医師が1人去り、2人去りという状況は何ら変わってないんです。今も内海病院、土庄病院もあつという間にお医者さんたちが立ち去る危険性、リスクがあるのを必死で抑えているんです。そういう中で、一つの病院にして少しレベルアップして、若い人の研修もでき、チーム医療もできる、2つの病院に例えば脳溢血の手術をしようと思えば、医師は3人ぐらいいなきゃいけないんです。一つの病院であれば、その専門家の医師を集められますが、土庄病院と内海病院に分かれたら、内海病院に1人、土庄病院に2人では必要な手術はできないんです。そういう緊急の手術も一つの病院で小豆島の中で、高松に行かなくてもできるようにしようと。そうすると、一つの病院に医師を集めなければならない。2つの病院に医師を送るのと、一つの病院に医師を送るのと全然違いますから、今のままでは危機は日に日に深まってます。これを何とか今の病院の体制も維持しつつ、それも現に例えば眼科の先生、4月から来ました。それから、内科の専門医の人、循環器の人も来ました。必死でやってるのは、小豆島の内海病院と土庄病院が未来のビジョンを示して新しい病院をつくって、ちゃんと医療をしようとする姿勢が2つの病院にあるから、香川大学も何とか協力しようということになっているんです。これはもう本当に大事な話で、医師、看護師を確保するかというのが本質的な問題で、私は東京に住んでましたから、東京は病院がいっぱいありますけど、実際に行ける病院に行くのに1時間かかるのは当たり前なんです。この小豆島は、幸い不便さは増える人があるかもしれませんが、時間の問題については、医師や看護師の確保に比べれば柔たる問題で、まず医師確保、看護師を確保して、医療がちゃんとできるようになったら、その上でアクセスの問題、高齢者の人が通える、これは内海病院と土

庄病院の外来は残しますから、高齢者の方は今まで外来は行けることになってますし、距離が遠くなる方については、当然新しい公共バスの仕組みを考えなければいけません。とにかく大事なのは、この新しい病院をつくるということに賛成の立場でいろんな積極的な提案とか問題点を指摘するのは大変ありがたいんですけども、それに反対する立場で幾ら議論を重ねても、これは時間の無駄というか、むしろ害悪があります。私たちは、必死で香川大学や自治医科大学や岡山大学に必死にします。それは島民が一致団結して新しい医療、病院をつくりたいという声があるからなんです。それがきょうのような反対の人が多いいわれたら、もう香川大学も岡山大学も自治医科大学もやめたと、全部本当に私はもう心から申し上げてんです。就任以来、このために私は町長してんですから、もうぜひ前向きな立場を明確にしていきたいと思います。

○議長（秋長正幸君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松尾俊男君） 具体的なお質問が当初3つほど出ておりますので、それについて私のほうからお答えをさせていただきます。

まず1つ目が、交通が不便になるということで例示をされました。これは、先ほどの私の答弁の中でもご説明申し上げましたように、今から基本計画をつくっていく中で考えるべき部分もございしますが、今後島全体の問題として交通問題、足の確保、路線バスも含めまして検討していかなければならない。時期につきましては、もちろん開院までには相当詰めて、開院に間に合うような施策、具体的な提案、それから方向性を出していきたいということになります。いつ出るのかと言われて、今現在お答えすることはちょっと難しいと思います。

それから、今の病院があるのに無駄というのが2点目のご質問で例示されておりましたが、これにつきましては、2つの公立病院を再編することは町長のお言葉



にもありますように、島の医療を確保し、持続させるためにはもう不可欠であるというふうなことになります。今の現内海病院施設につきましては、ご承知のように診療機能を持たせることとして、その他の部分につきましても、これまでご説明をしてきたように、福祉面での利用を中心に今後転用する施設なりを具体化し、有効活用を図るといふふうに考えております。それにつきまして、交付税措置なんか今までの財源補填の部分につきましても、総合特区の認定をいただくなど、この時期を非常にタイムリーな、いろんな支援がある中で取り組もうとしているということでご理解をいただきたいと思っております。

それから、医師の確保につきましては、先ほど町長が答弁いたしましたので、省略をさせていただきます。

今、私が申し上げましたこれらの内容につきましては、昨年 11 月末から 12 月にかけて、パブリックコメント、島民会議における宿題ということでパブリックコメントを求めました、病院統合について。それから、ことし 6 月には基本構想についてのパブリックコメントを求めております。先ほど、鍋谷議員さんから例示されました幾つかの問題点につきましては、ほとんどがそのパブリックコメントの中でも質問として意見として出されておりますし、その考え方、小豆医療組合の考え方ということになりますが、その中でホームページを見ていただきますと、逐一お答えもしてきております。またご覧いただいて、ご理解いただきますようお願いして、答弁いたします。

○議長（秋長正幸君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 町民は、やっぱり医療を求めているし、島で受けられることを求めています。賛成の方の意見でも、島で安心して受けられる病院ができるということで賛成だという声もあります。よい医師が来てくれるよう期待する

という声があります。ただ、今の段階でその保障があるのかという、そこが一番、具体的なものが出てきていないというところが問題だと思います。これで終わりますけれども、それでできるだけ早く具体的な中身を、町民が本当に知らないとか不安に思ってる人はたくさんいるわけで、今いろいろ説明されたり、パンフレットを折り込んだり、パブリックコメントを募集したりしたんだと言ったけど、そういうこと自体も知らない人もたくさんいるわけで、その辺をぜひお願いしたいと思います。ほかの皆さんも知らせてないということなんですよ。私は、病院の計画がありますよということでアンケートも配りました。

では、次に移ります。

○議長（秋長正幸君） 次、行ってください。

○12番（鍋谷真由美君） 内海地区の保育環境の充実をということでお尋ねをいたします。

若い共働き世帯が増え、保育への要望が高まり、保育所への入所希望者が増えています。ところが、内海保育所の施設の老朽化と橘、福田両分園も含めた狭小化、遊具や備品などの不足が目に見え、状態になっています。子供たちが一日の大半を保育所で過ごすには、一般の家庭と同じように学ぶ、食事をとる、寝たり休息をする、それぞれのスペースが保障されなければなりません。現状は一つの保育室で全てをこなす狭さです。

また、子供たちが楽しく遊んだり、活動したりする多様なスペースや園庭、火災や災害があっても安全を保てる諸条件が確保されていなければなりません。しかし、実態は子供たちが楽しく安心して過ごせる環境とは言えません。さらに、職員室を保育室にしたために、職員は机もない状態です。ホールを保育室にしているの、行事のたびに職員の負担も重いものがあります。町は、就学前教育検討委員会

で幼稚園、保育所のあり方を検討するとのことですが、子供たちは日々成長し、待ってはくれません。検討委員会の結果待ちではなく、現場の実態を十分に把握し、現場の声に応えるため、そして何より子供たちのために当面可能な対策をとり、早急に保育環境の充実を図るべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（秋長正幸君） 教育長。

○教育長（後藤 巧君） 鍋谷議員のご質問にお答えします。

内海地区の保育環境の充実についてのご質問ですが、ご指摘のとおり、共働き世帯の増加や核家族化などにより、保育ニーズは増加、多様化の傾向にあります。

6月議会でもお答えいたしましたが、小豆島町においては民間保育所の小豆島学院が閉院となったこともあって、昨年度に比べて内海保育所、小豆島こどもセンターとも入所児の増加が予想されたため、保育室が不足する内海保育所については、急遽職員室を保育室に転用するなど、当面可能な対策を講じ、現状の施設の中で保育所の最低基準面積をクリアしております。

備品や設備についても、今年度予算で可能なものについては、現場の要望に応じて速やかに整備しており、来年度に向けた整備についても教育委員さんとともに現場を視察し、必要なものは来年の予算で要望していくこととしております。

さらに、今年度から新たに第3子以降、3歳以上児の保育料無料化による経済的負担の軽減やNPO法人への委託による一時預かりサービスの開始によって、日曜、祝日も含めた多様な保育のニーズへの対応にも努めているほか、子育て共育課でフリーの保育士を雇用し、マンパワーの不足に応じて機動的な派遣を行うなど、現在もハード、ソフトの両面から当面可能な対策を講じておりますし、橘や福田など小規模施設では幼・保の連携協力により、マンパワーの有効活用も進めていきたいと考えております。

ご指摘のとおり、内海保育所では最低基準はクリアしているものの、小豆島子どもセンターに比べますと、保育スペースや園庭が大変手狭ですし、設備面でも十分とは言えませんが、建物の老朽化に加え、敷地の制約がある現在の場所では抜本的な解決が難しいと考えており、当面、生活スペースの狭さが子供のストレスにならないよう、スクールバス等を活用した園外保育や交流保育を積極的に取り入れていきたいと考えています。

就学前教育検討委員会では、こうした現状を踏まえ、内海保育所の建てかえと、それにあわせた幼・保の再編を視野に入れて、今後の幼稚園、保育所のあり方を教育の充実のために検討することとしております。

既に、現場の意見や実情を把握するため保育所長や幼稚園長と実務者会議を始めておりますが、十分な保育スペースや園庭の確保など、抜本的な施設整備が必要なものについては、就学前教育検討委員会の結果を待って、議会を初め、保護者や地域の皆様方にもご理解をいただく必要がありますので、相応の時間をいただきたいと思っております。以上で終わります。

○議長（秋長正幸君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 抜本的な対策については、就学前教育検討委員会で決めると言われました。時間をいただきたいということなんですけども、具体的にはいつまでにといいそこら辺はどのように考えておられるのでしょうか。

特に、今も言われましたように、苗羽保育所はちょっと本当に毎日の生活が大変な状況だと思います。お昼寝するにも布団をいっぱい敷いてですし、御飯を食べるのも遊ぶのも全部一緒に、もう雨が降ったら行くところがないという状態だというふうに聞いております。できるだけ早く改善をしていただきたいと思っておりますけれども、検討委員会の流れというか、いつごろをめどに結論を出そうとしているのかお尋ね

をいたします。

○議長（秋長正幸君） 教育長。

○教育長（後藤 巧君） 検討委員会は、今年度から始まったところですので、今年度中に実務者会議等できちっと意見を出しまして、来年度にはその上の立場の方と検討して、それから議会等皆さん方に説明したいと思っております。以上です。

○議長（秋長正幸君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） できるだけ早く急いで検討して、結論を出していただきたいと思います。

もう一点、お尋ねしますが、先ほど答弁の中でもありましたけど、橘、福田は幼・保の連携をとっているということなんですけども、施設とか備品の共用化といえますか、そこら辺ももっとできるんじゃないかと思うんですけども、特に橘、旭幼稚園と橘分園がこの前、6月に私も視察に行かせていただきましたけども、旭幼稚園の園児がそのときたしか5名だったと思うんです。それで、保育所の園児が9名ということで、ところが施設はもう幼稚園のほうが3倍か4倍ぐらいの広さで、これは余りにも不公平じゃないかと思います。地域とか幼児保育を受ける権利は保障されなければいけないし、格差があってはならないと思うんですけども、もう少し施設の共用など、実際に今すぐできることはあるんじゃないかと思うんですけど、その点いかがですか。

○議長（秋長正幸君） 教育長。

○教育長（後藤 巧君） 今、鍋谷議員のおっしゃったとおり、橘の保育所と幼稚園、そして福田の保育所と幼稚園、もう再度、9月の校園所長会で園長、所長に

言いました。もっともっと施設等、備品等の活用を図ってくれと。ですから、あいた部屋がたくさんある場合にはもっと活用しなさいということで、この9月に再度申し上げました。そして、これから毎月、1カ月どうしたかいうことを報告として出してもらいたいということで延べておりますので、恐らくいい結果が出るんじゃないかなと期待しております。

---

○議長（秋長正幸君） 3番大川新也議員。

○3番（大川新也君） 私のほうからは、4点ほど質問したいと思います。

まず最初に、草壁港に公衆トイレの設置をとということで、草壁港の公衆トイレの設置に関しましては、合併前、また合併後も幾度と地元の議員より質問されておりましたが、今だ設置されておられません。

当時、平成17年、18年の議事録等には、規模、また用地等の問題、補助事業の利用による資金問題、また草壁地区埋め立ての工事の遅延等があり、いましばらくご辛抱いただきたいとの前町長からの答弁がありました。

しかし、前回の6月議会にて、来年開催される瀬戸芸に向け、三都、醬の郷、2カ所にアート施設のトイレ等の設計料が補正予算にて600万円採択されました。この2カ所が必要ないというではありませんが、必要性、また使用頻度から見ても、内海玄関口でもある草壁港の公衆トイレは現状では当然必要ではないかと。午前中の質疑の中でも、観光客の増とか、観光という言葉が出てきました。旧内海にとりましては、草壁港はメインの入り口でありましたので、そこに24時間使用できる公衆トイレがないというのもおかしな話ではないかと思えます。地元の方からも必要性を言われておりますので、早期建設をお願いしたいと思います。

また関連して、今草壁港の埋め立てもあと少しとなっておりますが、その状況、

また跡地の利用は県のほうから町のほうに委託されたというふうな話も聞いておりますが、跡地の利用に関して、一例として大型の設備、申しますと土庄のような大きなフレトピアというふうな体育館をとんと建てるとか、また今省エネで話が出ておりますメガソーラーを導入して、どこかの企業にお任せするとかいうような、いろいろと具体的なことがそろそろ町としても考えていかなければいけないんじゃないかと思っておりますので、そのあたりのところを具体的に計画がありましたら、お願いしたいと思っております。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 草壁港の公衆トイレですが、地元から要望をいただいていることはよく承知しておりますし、必要なものだと思っております。ではありますけれども、ご存じのように、廃棄物埋立護岸事業の跡地を、ご質問にもありましたように、この跡地利用をどうするかという全体構想の中で、公衆トイレの設計計画を具体化したほうが適切ではないかと現時点では考えているところであります。瀬戸芸には間に合わないということですので、内海フェリーのトイレを利用させていただくしかないんじゃないかと思っておりますが、議会でよく議論していただければと思います。

跡地の利用計画についても、これは事業主体が香川県でありますので、小豆島町がどう考えるかだけでなく、香川県がどのような方向性を出すかということにも関係をしているんですけれども、現時点で私自身もご提案にあった太陽光パネルであるとか、新しいプラントを誘致するだとか、公園にするだとか、いろんなことは考えてはおりますが、具体的にこれだということまで結論は得ておりません。これについても、議会の中で議論をしていただいて、その議論も踏まえて小豆島町としてこうしたいということ、香川県がそう遠くない時期から利用計画の見直し

に入ると思いますので、小豆島町としての意見を申し上げたいと思っております。

○議長（秋長正幸君） 建設課長。

○建設課長（尾田秀範君） ただいま町長の説明で、これでもうほとんど議員からの質問については答えとるなというふうに勝手に解釈してました。申しわけございません。

補足説明いたしますと、1点目のトイレ設置につきましては、議員もご存じのように草壁港においては午前7時前から午後7時までの間、約1日の半分の時間、内海フェリーの待合所のトイレが使用できております。ですから、フェリー等、高速艇の利用者にあっては、特に大きな問題が生じてないという認識を持っております。

しかし、早朝や夜間に草壁港周辺でジョギング、散歩等を楽しむ一般住民の方に対してはご不便をかけているということで、先ほど町長から申しあげましたように、必要性は感じておると。いましばらくご辛抱をお願いしたいと。

それで、利用計画につきましては、今現在、正直言いまして台風等の残土の進捗、埋め込みの残土の投入等が多かったものですから、約96%の進捗となっております。あと、土砂が入るのは3万9,000立方メートルのことです。大体、台風等がなければ、1年間1万5,000立方メートル程度が搬入されておりますので、あと2年弱で埋め立ては完了するのではないかと見込まれております。

その跡地利用計画につきましては、もう県のほうで考えてもらう中で、小豆島町においては当初公共下水道構想がございました。あの用地も3分の1ぐらいはその用地でございました。その3分の1がもう合併浄化槽への対応という形になっておりますもので、県のほうにはもうこの構想はありませんということは進達申し上げておりますが、県のほうとしても、あれだけの面積の分をずっと今考えることが



非常に難しいもので、何かいい案はないですかというふうには来られておりますが、ここ2年間の間には新たな利用計画を定めないと、あの用地の竣工を迎えることはできませんもので、そのあたりで決まってこようかと思えます。その中におきまして、大型企業誘致やメガソーラー施設の検討も対象になり得るのではないかと考えております。

草壁港の最終的な利用計画が定まりましたら、地区全体の機能を考慮し、適地において公衆トイレを設置したいと考えております。

○議長（秋長正幸君） 大川議員。

○3番（大川新也君） 今、答弁の中で、埋立地の中にトイレというふうな考え方のように聞こえたんですけど、私の平成17年、18年のときの質問は、そういう方向やったと思いますが、私が今回新たに質問したのは、草壁港の近辺、埋立地では利用者が激減すると思います。草壁港、町の土地が結構あると思います。今、駐車場、また自転車置き場にしている、あのあたりにトイレの必要性があるんじゃないかというふうなことを今回質問したわけでした、埋め立てができて、そこにトイレを設置するというのは、前回の質問であったと思います。そのときには、地元の全総代さんに聞きましても、上の建物は個人の企業が出すけど、地元で管理とか、維持管理は地元の自治会でやってくれというふうな話もあって、ちょっとそれでは地元か少ししんどいというようなことでお断りしたというふうな話もちょっと承っておりますが、私が言っておりますのは、先ほど言いましたような場所で、12時間あいておるから、もうしばらく辛抱じゃなしに、やはり24時間、どこの港にも24時間使用できるトイレはあると思いますので、当然草壁港にも必要じゃないか、来年の瀬戸芸の三都、醬の郷、つくるのであれば、同時に草壁港にもそういう計画が欲しいということで、今回新たに質問したわけなんで、そのあたりちょ

っと分けていただきたいなど。

○議長（秋長正幸君） 建設課長。

○建設課長（尾田秀範君） 先ほどの説明の中で、埋め立てが完成した後とお答えしましたのは、今現在の部分の緑地の部分、あの部分につきましても駐車場スペースが少ないということで、当初緑地であった部分を駐車場にしている部分もございます。それで、新たに今度できます埋立地においても、当然埋立法の中で緑地整備は義務づけられております。また、新たな緑地の公園が埋立地内に確保されるのは間違いございません。ですから、緑地が2カ所でき上がります。そうした中で、今後その緑地の利用体系の中で、草壁港の今の自転車置き場とか、そういった部分につくるのが本当にベストなのか、今度埋立地の緑地にはトイレがなくなります。そしたら、非常に遠いものとなってまいります。フェリー、高速艇が主である港につきましては、今の内海フェリーさんの部分を使っていただいて、逆にいったら新しい埋立地の中の緑地の部分、近くにトイレをつくるというのも一つの考え方ではないかなと思ひまして、全体計画ができるまでお待ち願いたいという答弁にさせていただきます。以上です。

○議長（秋長正幸君） 大川議員。

○3番（大川新也君） そしたら、両方につくったらいいんじゃないですかと思ひますけどね。どちらも緑地が、その埋め立てに新しく緑地をつくるというなら、そこへつくったらいいですし、今草壁港、高速艇とフェリーだけじゃなくて、バス停も観光時はすごい人が来てますから、草壁港近辺の住宅の方は、トイレ貸してくださいと一般民家に観光客が来る状態があるらしいんです。そんなところを考えると、当然2カ所必要であればつくれるんじゃないかなと思ひますけど、そのあたり

はいかがですか。

○議長（秋長正幸君） 建設課長。

○建設課長（尾田秀範君） そういった観点からもと、地元自治会のほうからもバス停付近にトイレをつくっていただきたいという意見もございました。トイレというのは、あれば確かに便利かと思えます。しかし、必要性を考慮した中で、維持管理していくのが公共施設としてのトイレではないかと考えておりますもので、新しい埋め立てにもつくり、今のところにもつくり、管理運営の中においてもメンテナンスの費用から考えましても、そう幾つもつくれるものではないと考えております。

また、議員の質問の中にありました三都とか醬の郷というのもありました。こちらのほうにつきましては、今現在全く利用するトイレがないという中での土俵の上で立っておるのではないかと考えております。草壁につきましては、何とか朝7時前から晩の7時、それ以外の時間帯は非常にご不便をかけてるのは認めとんですけど、あと2年ほどご辛抱願えるものと判断いたしております。以上です。

○議長（秋長正幸君） 大川議員。

○3番（大川新也君） この話は、いつまでたっても結論が出ない。また後々検討していただきたいと思えます。

続きまして、2問目に参ります。

現在、町内ではいろんなところ、至るところで光回線の配線工事が、ここもここもというところで行われております。本年の目玉事業として、多額の資金を投入、光回線網の整備が行われるんですが、町民への光ファイバーの導入の手續等の説明が少し不十分ではないかなと思えます。先日の町の広報の中にも、チラシが、こん

なん入っておりました。光フレッツの受け付け中と。これは、もうNTT西日本が出したチラシですから、もう町民の方が見ても結構何を書いとるかわかります。そういところで、光を個人に導入するかしないか個人の選択であり、またNTTのほうから回線の導入は企業は努力して、軒数を増やすというのは企業の努力と当然と思いますが、住民の家に幾度とかかわらず契約の勧誘電話とか、執拗なこれもまた電話がかかってくる、何回もかかってくると。光引きませんかというような、かかってくると。また、時間帯も7時も8時も9時もと、いろいろな時間帯にかかってくるんで迷惑しているというのは結構聞いております。電話勧誘は当然その電話、これコールセンターから全部かかってくるので、具体的に説明するだけで、その担当者によってメリット面、また料金面、説明等がいろいろありますし、その家庭家庭によっても契約の内容が違うもので、料金体制も違うというふうな説明もありました。

ですが、町として、先ほども申しました、このチラシ一枚で果たしてこれでいいのか、住民は不安に感じているような感があります。2月に行われました総務建設常任委員会の時点で、具体的な料金体制の表が提示されたんですけど、取りやめになったような計画があったと思います。それ以降、我々議員のほうには料金体系、当然家庭のADSLとかIT何かいうふうな、今契約している内容によって料金が多少違うんですけど、そのあたり、初歩的な料金体系の町民への説明する方法が何かないのか、町としては何か計画していないのか、そのあたりを確認したいと思います。

それと、導入の手続で、結構電話で私のところにもかかってきましたが、結構いろいろと面倒な点が多々あります。また、NTTの光受付センターいうんですか、そのセンターから先日かかってきました、おたくだけこれはコールセンターでやっとなんですかって言いますと、また代理店というのがあるらしいですね、その下に

る。この代理店からは、結構いろいろな料金体系、お安くなりますとかいうふうな  
すごいお勧めの言葉が、まちまちなお勧めをしている点もあるかも知れませんが、  
当然町民にとったらどれを信用していいのか、やはりNTTという名前だけ  
で、後は何々代理店言われても、NTTが頭にありまして、それを信用して契約を  
するというふうな町民もおるかと思しますので、そのあたり、町として何か何らか  
の方法は考えているのかどうか質問します。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 光ブロードバンドの説明についての質問でしたが、光回  
線が福祉、医療、産業とか新しい産業のために必要であるという点について、私も  
常々申し上げてますし、よく理解しておりますが、正直言って私自身、町長の立場  
を離れて町民の立場から、私の日常生活にこれがどういう意味であるかについて、  
私自身も正直言って大川議員と同じ考えを持ってまして、ぜひ町からわかりやすく  
丁寧な説明を行っていく必要があると思います。

担当部長から答弁させます。

○議長（秋長正幸君） 総務部長。

○総務部長（空林志郎君） 大川議員さんのご質問補足説明をさせていただき  
たいと思います。

今年度の重要な事業の一つであります光ブロードバンド事業につきましては、  
NTT西日本による民設民営方式で、この秋のサービス開始に向けて現在工事が行  
われているところでございます。

先ほど町長から話がありましたように、この光ブロードバンド超高速のものに  
つきましては、その優位性、有用性につきまして幅広く地元企業、それから住民の

方にもお知らせをして、これを利用していただくということに向けて、町の広報等で今後周知をしていきたいというふうに考えております。

それから、大川議員さんからご指摘をいただいております申し込み勧誘の電話についてでございますけれども、初めに申し上げましたとおり、民設民営方式で企業の商行為でございます。民間企業の利用者獲得のための電話の対応について、町が積極的関与することはできかねます。それで、N T T西日本には利用者が不審に感じるような行き過ぎた勧誘などは差し控えていただきたいと、こういうふうな申し入れはいたしております。多分、コールセンターからはもう決まった内容やと思うんですけれども、代理店等からはいろんな内容で説明があろうかと思っておりますけれども、そのあたりは十分に気をつけてほしいという申し入れはいたしております。

それと、この前の今月の広報のほうで折り込みをさせていただいておりますように、来月の6日にはイマージュセンターと三都ふれあいセンター、7日には安田公民館と福田公民館の4カ所で住民説明会をしたいと考えております。これは、N T T西日本さんが行うんですけれども、その地域に限定せず、住民の方が都合のよい時間帯にそれぞれの会場で説明を聞いていただくということで開催したいと思っておりますので、そちらのほうで十分お話を聞いていただくようにお勧めいただいたらいいのかなというふうに感じております。

それと、工事費等の話ですけれども、こちらの今大川議員さんご指摘のように、いろんなケースがございます。それで、一口に料金が幾らかというのは、これはちょっと申しにくいところがあるのはご理解いただきたいと思います。ただ通常、今来年の1月31日までに申し込めば、工事費用のキャンペーン価格というので、これはかなり工事費用が安くなります。それから、月額の利用料金につきましては、推奨されておるのがモデルで月額5,218円というモデルがございますけれども、これも利用者の方も選択でございますので、その辺はご理解をいただきたいと思います。

す。

詳しくは、NTT西日本へお問い合わせをいただきながら、ご契約をいただきたいということでございます。ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） 大川議員。

○3番（大川新也君） 先ほどの部長の説明の住民説明会、いつの広報で、今月号、来月号ですか、今月号に出とったんですか。

○議長（秋長正幸君） 総務部長。

○総務部長（空林志郎君） 今月号の広報と一緒に折り込んだと。

○議長（秋長正幸君） 大川議員。

○3番（大川新也君） 9月号ですね、はい。

それでは、次に行きます。

6月議会で、谷議員のほうから空き家、廃屋の質問があり、答弁して条例の制定も含めて検討するとの答弁がありました。

私、平成22年6月議会で質問したと思います。旧高橋旅館の焼け跡は3年が経過しようとしております。ですが、今のところ、手つかずで、だんだん道路から見通しがよくなってきております。いつ潰れてもいいような状態が続いております。幾度と町のほうへ撤去、処分、どのようにしたらいいかというふうなお話も行きましたが、所有者の問題があり、撤去は難しい、応急的な措置も所有者の関係で難しいというふうなことで、地元としては倒壊のおそれを感じつつ、大部分の方が諦め状態で、忘れられかけておりますのが現状です。場所的にも、県道沿いでありまして、寒霞溪の登山口でもあり、景観的にも見苦しいと感じます。また、来年は瀬戸

芸が開催され、当然寒霞溪へも県道を通って観光に来られる方が、あの状態を見れば不快な感を抱くのは当然のように思います。3年たとうとしておりますが、今だどうしようもない、そのままにされておりますから、いろいろな問題があるとは思いますが、もう少し積極的に町なり県のほうの対応、地元で何をしたらいいのかということまでお話いただければ、地元も動くんですけど、全然手つかずのままでは地元も眺めるだけでどうしようもありませんので、そのあたり早急に何かいい方法、早急撤去何かいい方法がありましたら、お答えいただきたいと思います。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 高橋旅館をどうするかという問題ですが、これまでのところ、香川県と協議しながら、建築基準法という法律に基づく対応を行ってきたということでありまして、建築基準法上の保安上必要な措置を講ずべく、所有者に対して勧告とか命令を行って、それが執行できないときに代執行するというような、まずは建築基準法上の手続を進めるということで進んでいるところでありますが、なかなか所有者の所在が不定であるとか、かなり難しい問題がありますけれども、まずは法律に基づく措置をするのが法治国家でありますので、最優先でなければいけないと思います。しかし、いつまでもこの状態を放置することもまた問題でありまして、これについては6月議会でも答弁申し上げましたが、必要な条例をつくりたい、高橋旅館を念頭に置いた条例では必ずしもありませんけれども、小豆島全体に空き家とか廃屋とかいろんな問題が景観上の問題であったり、あるいは移住者の住む場所の確保とか、いろんな観点で放置されたりしてるものがありますので、そういうものについて適切に地域活性化の観点から、適正に管理できるような根拠となる条例をつくりたいと思っております、年明けの定例会にはその条例を提案したいと思っております。



それから、担当課長から説明します。

○議長（秋長正幸君） 建設課長。

○建設課長（尾田秀範君） また補足説明になります。

香川県からこちらの建築基準法にのっとり所有者に対して保安上必要な措置を講じるよう、段階的に指導、勧告、命令、最終的には行政代執行という形の部分を県のほうにお願いはしております。しかしながら、こちらの所有者、特異性がございまして、現在、現住所不定の状態でございます。そこで、香川県といたしましては、文書で通達しなくてはいけないということで、公示送達、こちらのほう、私も初めて聞いたんですけれど、裁判所のほうにおいて文書を掲示してやっていくと。それで、法的な手続が進んでいくであろうという形の手続までは踏んでおります。しかし、所有者の接触を図っていますが、反応がないと。この場合、どうなっていくんやということは、要するに香川県の場合においても戸惑いが現時点においてございます。捜査権は行政ではなく、警察のほう、小豆警察のほうも私行きました。主担当の北警察のほうにも私行きました。そういった方々の刑事の方々とも相談しながら、この所有者である方を何とか面談する方法はないのかということをお願いしとんですけれど、皆さんご存じのとおり、火災も放火ということ、放火犯の方は、首謀者は今全国指名手配でございます。この人が逮捕されれば、この所有者であろうと思われる方との関連性ができて、何とか接触ができるのではないかと、それまで待つしか今のところないというのが正直なところこの警察の見解でございます。ですが、今町長もおっしゃられましたように、勧告、命令、行政代執行、この手順を追っていく中におきましても、法の中で適正な猶予期間というのが文言はあるんですけれど、どれくらいの日数、どれくらいの月日、どれくらいの年を置くというのは全て一切明示されておられません。そういった中で、今手探りの状態で香川県の建

築指導課となりました。私が最初に会ったときは建築指導室でございましたが、今課に昇格しておりますもので、そちらのほうとも事あるときには連絡をとってやっております。

したがいまして、この案件について、香川県と町として放置してるのではなく、何とか早期解決に向かって取り組んでおるのは事実でございますもので、ご理解をお願いいたしたいと思います。

○議長（秋長正幸君） 大川議員。

○3番（大川新也君） ご理解せえいうて、ご理解できるはずがないと思います。潰れたときにどうするか、実際にこれ今回の台風は大したことなかったんやけど、近隣の方は台風ごとにやはりがたがたと崩れてきよるというのをひしひしとわかって、それでもう諦め状態なんです。これ、もし県道のほうに飛来してきて、当然人が歩いていたりとか、車がいて事故になった場合に、責任がどこに出てるか、自治体そのままほっとくからやというふうに言われてしまうのが幸いと思うんです。そのあたりも十分ありますから、理解せえ理解せえで眺めておくだけでなしに、やはり町も県もそれはずっとそういうことをやっていただいとるのはわかりますけど、やはり具体的にやっぱりどうにかしてほしいんです。住民もそういうふうに願っておりますから、ぜひ早急に手続、期間を明示してないんでしたら、毎日でも要求するようなことで一日も早い解決をお願いしたいと思います。

時間がありませんので、最後になりますが、次に行きたいと思います。

現在、全国では毎日のようにテレビ、新聞等でいじめの報道がなされております。当然、小豆島町においても表面化されてはないでしょうが、そういう事件、事故等があるかに思いますが、現在、把握できている状態といいますか、そのあたりを少し質問したいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（秋長正幸君） 教育長。

○教育長（後藤 巧君） 大川議員のご質問にお答えします。

まず最初に、いじめについて確認させていただきますが、現在、文部科学省が定義しているいじめとは、子供が一定の人間関係のある者から心理的、物理的攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもので、いじめか否かの判断はいじめられた子供の立場に立って行うものとなっております。

そのことを受けて、まず本町のいじめに関する現状ですが、国から先月依頼された、いじめの問題に関する児童・生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取り組み状況に係る緊急調査や、本町教育委員会が実施した実態調査の結果などからも、今現在では管内全ての小・中学校等において、深刻ないじめは報告されておられません。もちろん、友達関係の中でのトラブルやけんかはございますが、その都度、それぞれの学校等で組織的に対応し、一人一人に丁寧に指導することで大きな問題になることなく解決しております。

また、いじめの早期発見、早期対応のために、各小・中学校ではアンケート調査などの実態把握を定期的実施しております。例えば、学校独自でチェックシートを作成し、それを活用して、いじめに発展しそうな事案を見つけたり、学級担任が自分のクラスの全ての子供を対象に教育相談を実施したりして、一人一人の子供の変化を捉える工夫をしております。いずれにしましても、現在本町におきましては、安心・安全な学校教育が行われていると考えております。

今後も、いじめられている子供に非はないということ、またいじめほどの学校にもどの子供にも起こり得る問題であるということを念頭に置き、日常生活における見守りを強化するよう、指導していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（秋長正幸君） 大川議員。

○3番（大川新也君） はい、わかりました。現状では、今のところないということ、安心しております。また、これはいつ出てくるかもわかりませんし、目には見えないところで当然あることやと思いますので、我々も一緒に気をつけていきたいと思います。終わります。

○議長（秋長正幸君） これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次回は明日9月19日午前9時30分から会議を開きます。

本日はこれをもって散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後2時48分